

令和3年第1回藍住町議会定例会会議録（第1日）

令和3年3月5日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	竹内 君彦	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	米本 義博	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	平石 賢治
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 谷渕 弘子                      主幹 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	加藤 弘道
監査委員	林 健太郎
教育長	青木 秀明
教育次長	藤本 伸
会計管理者	大塚 浩三
総務企画課長	梯 達司
福祉課長	近藤 政春
税務課長	齊藤 秀樹
健康推進課長	江西 浩昭
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	賀治 達也
生活環境課長	東條 芳重
建設産業課長	高木 律生

5 議事日程

(1) 議事日程 (第1号)

- |     |            |   |
|-----|------------|---|
| 第1  | 会議録署名議員の指名 |   |
| 第2  | 会期の決定      |   |
| 第3  | 町長の所信表明    |   |
| 第4  | 議第1号       | 令和2年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて    |
| 第5  | 議第2号       | 令和2年度藍住町下水道事業会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第6  | 議第3号       | 令和2年度藍住町一般会計補正予算について                      |
| 第7  | 議第4号       | 令和2年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正予算について            |
| 第8  | 議第5号       | 令和2年度藍住町特別会計(介護保険事業)補正予算について              |
| 第9  | 議第6号       | 令和2年度藍住町特別会計(介護サービス事業)補正予算について            |
| 第10 | 議第7号       | 令和2年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)補正予算について           |
| 第11 | 議第8号       | 令和2年度藍住町下水道事業会計補正予算について                   |
| 第12 | 議第9号       | 令和3年度藍住町一般会計予算について                        |
| 第13 | 議第10号      | 令和3年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)予算について              |
| 第14 | 議第11号      | 令和3年度藍住町特別会計(介護保険事業)予算について                |
| 第15 | 議第12号      | 令和3年度藍住町特別会計(介護サービス事業)予算について              |
| 第16 | 議第13号      | 令和3年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)予算について             |

第17	議第14号	令和3年度藍住町下水道事業会計予算について
第18	議第15号	令和3年度藍住町水道事業会計予算について
第19	議第16号	藍住町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第20	議第17号	藍住町奨学金貸与条例の一部改正について
第21	議第18号	藍住町国民健康保険条例の一部改正について
第22	議第19号	藍住町介護保険条例の一部改正について
第23	議第20号	藍住町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第24	議第21号	藍住町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
第25	議第22号	藍住町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
第26	議第23号	藍住町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第27	議第24号	藍住町消費生活センターの設置及び管理等に関する条例の一部改正について
第28	議第25号	藍住町町民体育館の設置及び管理に関する条例の全部改正について
第29	議第26号	藍住町体育センターの設置及び管理に関する条例の全部改正について
第30	議第27号	藍住町武道館の設置及び管理に関する条例の全部改正について
第31	議第28号	藍住町民テニスコート場設置及び管理に関する条例の全部改正について
第32	議第29号	藍住町福祉に関する条例の全部改正について

第 3 3	議第 3 0 号	史跡勝瑞城館跡の管理に関する条例の制定について
第 3 4	議第 3 1 号	あいずみ藍工房の設置及び管理に関する条例の制定 について
第 3 5	議第 3 2 号	藍住町在宅高齢者等福祉事業利用料徴収条例の廃止 について
第 3 6	議第 3 3 号	板野西部青少年補導センター組合から藍住町の脱退に 伴う財産処分について
第 3 7	議第 3 4 号	東部地区広域市町村圏協議会の廃止について
第 3 8	議第 3 5 号	同報系防災行政無線デジタル化再整備工事の請負変 更契約の締結について
第 3 9	議第 3 6 号	藍住町小中学校情報機器整備事業の物品購入変更契 約の締結について
第 4 0	議第 3 7 号	町道の路線認定について
第 4 1	議第 3 8 号	町道の路線変更について
第 4 2	議第 3 9 号	指定管理者の指定について
第 4 3	議第 4 0 号	指定管理者の指定について
第 4 4	報告第 1 号	令和3年度藍住町土地開発公社の事業計画について

令和3年藍住町議会第1回定例会会議録

3月5日

午前10時開会

○議長（西川良夫君） おはようございます。寒さも緩み、日増しに春の気配も感じられる頃となりました。本日は、令和3年第1回藍住町議会定例会に、御出席をくださいます。ありがとうございます。

これより令和3年第1回藍住町議会定例会を開会いたします。

○議長（西川良夫君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

本日までに2件の請願書の提出がありますので、お手元に請願文書表をお配りしております。後ほど、ごらんいただきたいと思います。なお、本請願につきましては議会最終日に審議をしたいと思います。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番議員、米本義博君及び4番議員、永浜浩幸君を指名します。

○議長（西川良夫君） 日程第2、「会期の決定について」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの19日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月23日までの19日間に決定しました。

○議長（西川良夫君） 日程第3、町長の所信表明を行います。

高橋町長の発言を許可します。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） おはようございます。3月に入り、春の訪れを感じる季節

となってまいりました。

本日、令和3年第1回定例会を招集しましたところ、議員各位には、公私何かと御多用の中、御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

今議会には、1年間の施策を盛り込んだ令和3年度の当初予算案などを提案いたしておりますが、議長の許可をいただきましたので、議案の説明に先立ち、重点施策と町政に取り組む所信を申し上げ、一層の御理解を賜りたいと存じます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてであります。

昨年末から第3波というべき全国的な感染拡大が続き、GoToトラベルの休止や、年明けには11都道府県に2回目となる緊急事態宣言が発出されました。

本町におきましても、複数のクラスターの影響を受け、2月の感染者数が急増しており、高齢者が多く集まる各施設の使用中止等の措置を行うとともに、様々な媒体を通じ、町民の皆様に感染防止のメッセージを発してまいりました。

2月20日以降は、本町での発生はございませんが、引き続き気を緩めることなく、緊張感を持って対応に当たってまいります。

次に、コロナウイルスワクチン接種であります。

本県では、今週から医療従事者の優先接種が開始され、その後、4月以降に高齢者の接種がスタートすることとなっております。

本町におきましても、去る1月25日に新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクトチームを立ち上げ、県や町医師会との緊密な連携のもと、鋭意準備を進めているところであります。本町へのワクチンの供給量や時期が不明であるなど不確定要素が多く、また、国の方針も度々修正される状況にはありますが、多くの町民が期待されているワクチン接種が円滑に行えるよう、引き続き体制確保に向け、全力で取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症に係る地域経済支援及び生活支援につきましては、プレミアム商品券事業やシルバー応援事業などを現在も継続して行っておりますが、新年度には、障がい者やひとり親家庭の子供に対し、町内で利用できる商品券1万円を新たに配布したいと考えております。

次に、子育て支援についてであります。

今年4月に、民間保育所3園が新たに開設いたします。これまでの保育所は3歳まで、4歳からは幼稚園という一律方式を抜本的に見直し、保育所においても4歳、5歳児の受け入れを可能とするものであります。

新年度において、もう1園の整備を予定しており、民間活力を最大限活用し、保護者のニーズにしっかりとお応えしてまいります。

また、児童虐待の抑止や早期対応、育児やしつけの不安、悩みの相談支援を行う子ども家庭支援室を、来月、合同庁舎2階に設置いたします。教育委員会の青少年相談室と併設することにより、増加傾向にある虐待案件に、これまで以上に一体的、かつ、きめ細やかに対応を図ってまいります。

次に、教育環境の充実についてであります。

小中学生に1人1台の学習用端末と、高速大容量の通信ネットワークを構築する、いわゆるGIGAスクール構想につきましては、現在、整備・導入を進めているところであり、来年度前半には本格運用を開始いたします。

併せて、電子黒板も来年度から順次導入することとしており、学校現場におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を強力に推進してまいります。

また、12月補正予算において、有利な財源を活用し、北小学校、南小学校のトイレの大規模改修を行うこととしておりましたが、この度、西小学校、東小学校のトイレの大規模改修、並びに各小中学校の特別教室のエアコン設置に係る国補助金の事業採択を受けました。

各学校の改修工事を同時に行うことによる町財政への影響は決して小さいものではありませんが、こうしたチャンスを逃さず、一気に整備を行うことにより、教育環境を飛躍的に高めてまいりたいと考えております。

次に、若者の定着、移住についてであります。

現在のコロナ禍において、東京都が転出超過になるなど、地方の良さが見直されております。

本町は人口が増えている数少ない自治体ではありますが、将来を見通し、こうした機を逃さず、藍住に定住、移住を希望する若者を支援してまいります。

具体的には、日本学生支援機構の奨学金を借りられている方で、一定期間、本町に定住した場合、最大で、年間10万円を5年間支援する制度を新年度に創設し、地域の将来を担う人材の定着に努めてまいります。

次に、高齢者施策についてであります。

県内で最も平均年齢が若いと言われている本町も、高齢化率は年々高まっております。

高齢者がいきいきと生活できることが、町の活性化につながるの思いのもと、

これまでも高齢者の健康づくりなどの施策を進めてまいりましたが、新年度においても新たな取組を進めてまいります。

具体的には、従来77歳、88歳、99歳といった節目の年にのみ、お配りしていた敬老祝い金を75歳以上の方、全てに町内の商店で利用できる3,000円の商品券を毎年お配りしたいと考えております。

また、町内1か所のみで行っていた敬老のつどいを見直し、新年度からは地域の老人クラブ等が主体となって実施する世代間交流や独居老人対策などを視野に入れた参加型交流行事に対し、町として支援してまいります。

さらに、高齢者の移動手段の確保として、75歳以上のみの世帯に対し、5,000円分のタクシーチケット配布を行い日常生活における利便性の確保と経済的負担の軽減を図ってまいります。

今後とも、高齢者の交流の輪を広げ社会参加の促進に資する取組を効果検証を行いつつ、さらに進化させてまいりたいと考えております。

次に、防災対策についてであります。

今年は、東日本大震災から10年を迎えることとなります。未曾有の大災害の犠牲になられた方々に改めて哀悼の意を表しますとともに、被災地におかれては、復興はもとより震災前以上の発展を遂げられることを祈念いたします。

近年、国内では地震や大雨等による災害が毎年のように発生しております。

本町におきましても、南海トラフ巨大地震をはじめ、様々な災害への備えとして、自主防災組織の新規結成や活性化、避難所のQOLの向上や感染症対応の資機材の充実、さらに今年度は専門家を交え、職員の初動対応訓練を実施いたしました。

また、昨年度から整備を進めておりました防災行政無線のデジタル化も、今月中には完成の運びとなり、クリアな音声で聞き取りやすくなるとともに、文字情報として藍メールでの同時配信や、専用ダイヤルによる聞き直しも可能となります。

今後とも、自助・共助・公助の連携の輪を広げ、被害を最小限に食い止める災害対応に積極的に取り組んでまいります。

次に、藍の振興についてであります。

町内での葉藍の栽培から菜づくりまで一貫して取り組んでおります地域おこし協力隊の活動拠点となるあいずみ藍工房が今月中に竣工いたします。

事務室や展示スペース、集会室、実習室を備え、藍関連技術者の育成や藍染め体験を通じ、多様な世代が集う新たな複合交流施設として活用を図ってまいります。

次に、町民の生活を支えるインフラ施設の改修についてであります。

稼働開始から40年が経過する西クリーンステーションにつきましては、バグフィルターをはじめとする設備の更新が必要となっており、令和3年度から2年間を掛けて大規模な改修を行うこととしております。

また、中央クリーンステーションにつきましては、従来の処理方式を抜本的に見直し、し尿・浄化槽汚泥を公共下水道に希釈して放流する方式に転換するため、今年度から国の交付金を活用し、大規模改修工事に着手しており、来年度中には完了する見込みとなっております。

浄水場施設につきましては、第1浄水場・高圧受変電設備及び第2浄水場・ろ過機等の更新工事を行っているところであり、今年8月には完了の見込みとなっております。

次に、行財政改革についてであります。

本町におきましては、民間でできることは民間にとの考えのもと、これまでも行財政改革基本計画に基づき、町有施設の民間移管や管理委託を進めてきたところであります。

こうした中、この度、町民体育館、町体育センター、町武道館及び町民テニスコートについて、より効率的な運営を行うため、一括で管理委託を行うことといたしました。

公募並びに審査の結果、特定非営利活動法人・あいずみスポーツクラブを指定管理者に指定することが適当であるとの判断に至り、今定例会に関連議案を提出しております。

最後に、新型コロナウイルス感染症の猛威が1年以上続いており、社会・経済活動は大きな打撃を受けております。

本町におきましても、税収の見通しが不透明であり、厳しい財政運営を余儀なくされるものと認識しております。

一方、こうした状況であるからこそ、町民の福祉の向上や生活を守る事業はもとより、将来を担う子供たちへの投資、アフターコロナを見据えたにぎわいの創出などにも、工夫を凝らし、積極果敢に取り組んでいく必要があると考えております。

以上、私の町政に臨む姿勢と重点施策の取組方針を申し上げましたが、議員各位におかれましては、この意をお酌み取りいただき、今後の町政運営に一層の御理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます、所信表明といたします。

---

○議長（西川良夫君） 日程第4、議第1号「令和2年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から日程第43、議第40号「指定管理者の指定について」の40議案及び日程第44、報告第1号「令和3年度藍住町土地開発公社の事業計画について」を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 議長から提案理由の説明を求められましたので、これより、本日提案いたしました議案のうち、主なものについて、提案理由を申し上げます。

議第1号「令和2年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、歳入歳出予算の総額に2億3,192万円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億1,192万円とするものであります。

補正内容は、歳出では、新型コロナウイルスワクチン接種事業経費として、2億2,312万円、全額国費であります。また、各学校の感染症予防対策用品の購入経費として880万円、2分の1国庫補助金であります。

なお、繰越明許費として、ワクチン接種事業費2億2,312万円を令和3年度に繰り越す予定にしております。

議第2号「令和2年度藍住町下水道事業会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、令和2年度藍住町下水道事業会計継続費において、現在計上している2事業を、藍住町中央クリーンステーション大規模改修事業に統合し、総額は変更せず、年割額を令和2年度、1億2,550万円、令和3年度、7億4,750万円とするものであります。

議第3号「令和2年度藍住町一般会計補正予算について」は、歳入歳出予算の総額に3億2,708万円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億3,900万円とするものであります。

主なものは、国の補正予算に対応し、小学校、中学校の特別教室エアコン設置工事及び、西小学校、東小学校トイレ改修工事を行うほか、障害者福祉サービス給付費の増額であります。

なお、繰越明許費として、既に同意を得たものを除き、現時点で17件の事業、

総額で約6億2,000万円を令和3年度に繰り越す予定にしております。

議第4号から議第8号は、各特別会計及び下水道事業会計において、実績見込みにより、所要の補正を行うものであります。なお、介護保険事業におきましては、繰越明許費として、事業の進捗状況にもよりますが、介護報酬改定に伴うシステム改修事業、340万円を令和3年度に繰り越す予定にしております。

議第9号「令和3年度藍住町一般会計予算について」は、前年度当初より6,000万円の増額となり予算総額を112億6,000万円とするものです。

主な項目は、民生費では、後期高齢者医療給付費で約3,000万円増、障害福祉サービス等給付費で約8,000万円増。保育所等整備補助金、保育所施設型給付費で合わせて約2億6,000万円増額。

衛生費では、西クリーンステーション管理費で約3,800万円増額、中央クリーンステーション管理費で、約8,700万円増額。

土木費では下水道事業会計繰出金3,500万円増。

教育費では、教育総務費の学校教育ICT環境整備事業で2,800万円増額、社会教育費の体力作り費で施設の指定管理者制度導入により各施設の管理費は減少となっておりますが、社会体育施設管理費で2,400万円増額となっております。

また、継続費として、西クリーンステーション基幹整備事業について、2か年の継続費に係る予算総額を16億7,020万円とし、年割額を令和3年度、1億1,900万円、令和4年度、15億5,120万円とするものであります。

議第10号「令和3年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)予算について」は、前年度と同額の34億5,000万円とするものであります。

議第11号「令和3年度藍住町特別会計(介護保険事業)予算について」は、前年度と比較して1億3,926万7,000円の増額で、予算総額を28億4,362万5,000円とするものです。

議第12号「令和3年度藍住町特別会計(介護サービス事業)予算について」は、前年度と比較して263万7,000円の増額で、予算総額を900万円とするものです。

議第13号「令和3年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)予算について」は、前年度と比較して900万円の増額で、予算総額を3億8,800万円とするものです。

議第14号「令和3年度藍住町下水道事業会計予算について」は、収益的収入で

は、2億7,864万1,000円、収益的支出では、2億7,320万2,000円、資本的収入においては、11億1,479万1,000円、資本的支出で、11億8,456万円とするものです。

議第15号「令和3年度藍住町水道事業会計予算について」は、収益的収入で、5億2,266万円、収益的支出で、5億1,557万8,000円。資本的収入においては、502万円、資本的支出では、4億7,405万円とするものです。

議第16号「藍住町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、同報系防災行政無線デジタル化再整備工事の竣工に伴い、屋外拡声子局の箇所数等を変更するものであります。

議第17号「藍住町奨学金貸与条例の一部改正について」は、令和3年4月1日から新たな奨学金の貸与を停止することに伴う改正であります。

議第19号「藍住町介護保険条例の一部改正について」は、第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定に伴う第1号被保険者の介護保険料の改正によるものであります。

議第24号「藍住町消費生活センターの設置及び管理等に関する条例の一部改正について」は、本年4月より、消費生活センターを合同庁舎2階に移転するため、所要の改正を行うものであります。

議第29号「藍住町福祉に関する条例の全部改正について」は、敬老祝い金並びに福祉手当の支給を、地域活性化に寄与する観点から、商品券に切り替えるとともに、支給対象を拡大するものであります。

議第31号「あいずみ藍工房の設置及び管理に関する条例の制定について」は、地域おこし協力隊の活動拠点施設及び世代間交流施設として整備した、あいずみ藍工房の竣工に伴い新たに条例を制定するものであります。

議第35号「同報系防災行政無線デジタル化再整備工事の請負変更契約の締結について」は、令和元年6月19日締結の同報系防災行政無線デジタル化再整備工事請負契約の変更請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決をお願いするものであります。

内容を申し上げます。1. 事業の名称、同報系防災行政無線デジタル化再整備工事。2. 変更後契約金額、2億5,697万1,000円、内取引に係る消費税及び地方消費税額、2,336万1,000円。3. 今回変更による増額、1,515万9,000円、内取引に係る消費税及び地方消費税額、544万9,000円。

4. 契約の相手方、住所、徳島市中前川町5丁目1の115。株式会社四電工徳島支店、代表者、常務執行役員支店長、柳川賀久。

なお、本議案につきましては、原契約工期の都合上、本日、議決を賜りますようお願い申し上げます。

議第36号「藍住町小中学校情報機器整備事業の物品購入変更契約の締結について」は、GIGAスクール構想の実現に基づく、児童生徒1人1台の学習用端末の導入などが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う需要の増加や、学習用端末の全国的一斉導入などから納品の遅れが生じる可能性があり、変更契約をお願いするものであります。

議第39号「指定管理者の指定について」は、現在、日本道路株式会社徳島営業所に指定管理者の指定をしております藍住町河川敷運動公園パークゴルフ場の指定期間が満了を迎えることとなりますが、これまで善良かつ適切に管理業務がされており、選定基準を満たしていると判断されることから、引き続き指定管理者に指定することについて、議会の議決をお願いするものであります。

議第40号「指定管理者の指定について」は、藍住町町民体育館、藍住町体育センター、藍住町武道館、藍住町民テニスコート場の指定管理者を公募したところ、特定非営利活動法人あいずみスポーツクラブから応募があり、審査等を実施した結果、管理者として適正と認め指定管理者に指定することについて、議会の議決をお願いするものであります。

以上、本日、提案いたしました議案のうち主なものについて、その理由と概要を申し上げてまいりましたが、予算に関する議案、条例の改正や制定、あるいは、町道の認定など、行政運営に係るもの、住民生活に直結したものなどであります。何とぞ、十分御審議のうえ、全議案について原案どおり、お認めをいただきますよう、お願い申し上げます。

また、これらの議案のほか報告案件として、藍住町土地開発公社の令和3年度事業計画を添付し、報告をさせていただいております。後ほど、ごらんいただき一層の御理解を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます提案理由の説明といたします。

○議長（西川良夫君） お諮りします。

ただいま上程されました議案のうち、日程第38、議第35号「同報系防災行政無線デジタル化再整備工事の請負変更契約の締結について」は、町長の提案理由の説明にもありましたように、先議事件として早急な議決を要しますので、日程の順

序を変更し、先に審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第38、議第35号「同報系防災行政無線デジタル化再整備工事の請負変更契約の締結について」を先に審議することに決定しました。

お諮りします。議第35号につきましては、早急な議決を要しますので、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議第35号「同報系防災行政無線デジタル化再整備工事の請負変更契約の締結について」は委員会付託を省略することに決定しました。

議第35号「同報系防災行政無線デジタル化再整備工事の請負変更契約の締結について」を議題にします。

これより担当理事者から補足説明を求めます。

この間、議事の都合により小休いたします。なお、議案の補足説明につきましては、要点をわかりやすく説明してください。

午前10時33分小休

---

〔小休中に梯総務企画課長、補足説明する〕

---

午前10時35分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

---

○議長（西川良夫君） これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（西川良夫君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（西川良夫君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（西川良夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

---

○議長（西川良夫君）　これから、議第35号「同報系防災行政無線デジタル化再整備工事の請負変更契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議第35号「同報系防災行政無線デジタル化再整備工事の請負変更契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川良夫君）　続きまして、ただいま可決されました、議第35号を除く議第1号から議第40号は、先ほど提案理由の説明がありました。上程されております39議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君）　これで質疑を終わります。

議事の都合により小休します。

午前10時36分小休

---

〔小休中に付託表を配布する〕

---

午前10時38分再開

○議長（西川良夫君）　小休前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りします。ただいま、議題となっております39議案については、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託して十分審査をしていただきたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議第35号を除く、議第1号から議第40号までの各議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（西川良夫君）　以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査、委員会審査のため3月6日から3月14日までの9日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君）　異議なしと認めます。

したがって、3月6日から3月14日までの9日間を休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は、3月15日午前10時、本議場において再開しますので、御出席をお願いいたします。

本日は、これをもって散会といたします。

午前10時39分散会

---

令和3年第1回藍住町議会定例会会議録（第2日）

令和3年3月15日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	竹内 君彦	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	米本 義博	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	平石 賢治
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 谷渕 弘子                      主幹 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	加藤 弘道
監査委員	林 健太郎
教育長	青木 秀明
教育次長	藤本 伸
総務企画課長	梯 達司
福祉課長	近藤 政春
健康推進課長	江西 浩昭
社会教育課長	近藤 孝公
生活環境課長	東條 芳重
建設産業課長	高木 律生
上下水道課長	佐野 正洋

## 5 議事日程

### 議事日程（第2号）

#### 第1 一般質問

2番議員	竹内	君彦
11番議員	林	茂
10番議員	小川	幸英
4番議員	永浜	浩幸
1番議員	前田	晃良

令和3年藍住町議会第1回定例会会議録

3月15日

午前10時開議

○議長（西川良夫君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは5名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可いたします。なお、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は1時間となっております。質問者は通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁するようお願いいたします。

○議長（西川良夫君） それでは、まず初めに2番議員、竹内君彦君の一般質問を許可いたします。

竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●2番議員（竹内君彦君） 議長の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問を行います。

まず、「藍住町ポイ捨て等及び犬のふん害の防止に関する条例」についてであります。

藍住町には山地や林野はありませんが、吉野川と旧吉野川に囲まれ、背後には四国山地が控えております。住宅や商業施設の集積などによる人のにぎわいと環境が調和した美しく住みよい町であると思っています。

私は、この町をもっと美しくしたいとの思いから週に1度、有志の議員と町内のごみ拾いを行っております。

しかし、気になることがあります。それは非常にポイ捨てが多いという現状であります。道路沿いや道路沿いの側溝、草の生えた荒地などに特に多く、たばこの吸い殻、ペットボトル、空き缶、弁当のかす、などなど、毎週4名で1時間程度のごみ拾いで軽トラックいっぱいになる時も珍しくありません。

去年はコロナの影響で、町内の一斉清掃もありませんでしたから、特に多いのか

もしれませんが、この現状を町はどう認識されておられますか。

我が藍住町には、「藍住町ポイ捨て等及び犬のふん害の防止に関する条例」というものが、平成16年から施行されております。

しかしながら、この条例があること自体ほとんどの町民が知らないのではないのでしょうか。この条例を周知徹底できていますか。ポイ捨てというのは、捨てる側のモラルの問題だと私は考えます。

集積所への不法投棄も後を絶たないと町民の方から聞いております。

アメリカで作られた有名な割れ窓理論ではこうあります。1、建物の窓が割れているのを放置するとそれが誰も該当地域に対し、関心を払っていないというサインになり犯罪を起こしやすい環境を作り出す。2、ごみのポイ捨てなどの軽犯罪が起きるようになる。3、住民のモラルが低下して、地域の振興、安全確保に協力しなくなる。それがさらに環境を悪化させる。4、凶悪犯罪を含めた犯罪が多発するようになる。したがって治安を回復させるには、一見無害であったり、軽微な秩序違反行為でも取締まる。ごみはきちんと分類して捨てるなど警察職員による徒歩パトロールや交通違反の取締まりを強化する。地域社会は警察職員に協力し、秩序の維持に努力するとあります。

一人一人のマナーやモラルが自分たちが住む藍住町を住みやすいきれいな町にしていくのではないのでしょうか。

そのために、理事者側はどのような対策、どのような周知徹底の方法をとっていますか、詳しくお聞かせください。

○議長（西川良夫君） 東條生活環境課長。

〔生活環境課長 東條芳重君登壇〕

◎生活環境課長（東條芳重君） それでは、竹内議員さん御質問のポイ捨て防止条例について、どのような対策、周知徹底の方法をとっているのかについて、答弁をさせていただきます。

本町においては、清潔で美しいまちづくりを推進し、快適な生活環境を保持することを目的に、平成16年4月1日から「藍住町ポイ捨て等及び犬のふん害の防止に関する条例」が施行されておりますが、議員御指摘のとおり、いまだにポイ捨てが後を絶たない状況がございます。このことは、町民の皆様のモラルの問題でもあります。本町といたしましても、町を美しくするための重要な課題であると考えております。

ごみのポイ捨てについては、特に徳島自動車道に隣接する側道沿いや水路また堤防付近、空き地等にペットボトル、空き缶、廃プラスチック類等が捨てられており苦情や通報があるたびに担当課で回収をしております。

本条例については、制定当時は十分に周知をして、皆様方に浸透しておりますが、現在では、一部の方のモラルが低下しているのではないかと考えております。

美しいまちづくりの主な施策として、環境美化月間において、町民参加による町内一斉清掃の実施や空き地、空き家などで雑草が繁茂している土地には、環境保全及びポイ捨て等を未然に防ぐ対策も兼ね所有者への除草通知により改善を図り、環境美化に努めております。

具体的な対策といたしましては、広報等による啓発活動や職員による見回り、ポイ捨てや不法投棄の多い場所には啓発看板の設置を行うとともに、生活環境課窓口において看板の配布、ボランティアの方々には、ボランティアシールやボランティア袋の無償配布を行っております。

また、町内のごみ集積所への不法投棄についても、特に悪質な場所には、シルバー人材センターの監視員を配置し、指導及び管理を行っております。

ごみのポイ捨て、不法投棄の防止対策として警察とも連携をし、一層強化するとともに町民の皆様には、広報あいずみや様々な媒体を通じ周知を図り皆様方と共に美しいまちづくりに努めてまいります。

なお、スポーツ少年団のアドプトプログラム吉野川やボランティアの方々の清掃活動も支援してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●2番議員（竹内君彦君） よろしくお願ひいたします

次に、ふるさと納税制度について質問いたします。

ここ数年、ふるさと納税制度を利用している人が増えてきています。本来、ふるさと納税は生まれ育った町に恩返しをしたい、関心のある町を支援したいという思いから寄附を行うものであります。

現在の加熱する返礼品合戦を見ておりますと、本来の趣旨からしてどうなのか、という疑問も生じるわけですが、ふるさと納税にも大きなメリットがあります。

自治体の収入が増えるということに加え、地場産品を返礼品として活用することで地域経済の活性化や経済の好循環につながります。

また、ネットを通して全国に情報発信できアピールができます。

藍住町もふるさと納税制度を利用して、日本全国へ藍住町の良さをもっとアピールできるのではないのでしょうか。

現在、世の中はインターネット中心で回っていると言っても過言ではありません。一昔前の商工業と大分変わってきているのが現状です。世界の産業では、最大かつ支配的な企業として、G A F Aが圧倒的企業になっています。

G A F AとはG o o g l e、A p p l e、F a c e b o o k、A m a z o nの頭文字を取ったものでありますが、これからは、藍住町もインターネットを活用して、商工業を盛り上げていかなければいけない現状がきています。

昨年有名になったのは、Z O Z O T O W Nの前社長、前澤氏がツイッターで、ふるさと納税の寄附を全国の市町村に募集し、応募した全市町村に5 0 0万円寄附をするということもありました。

話を戻しますが、県内の市町村に目をやると、令和元年度の実績は、1位は鳴門市、2位は徳島市、3位は佐那河内村となっています。藍住町は、11番目です。

藍住町は返礼品で人気のある畜産物や海産物、果実といった地場産品が少なく、苦戦を強いられるかもしれませんが、そこは返礼品の掘り起こしやアピールの仕方に知恵と工夫を凝らして行って欲しいと思います。

実際、藍住町は、以前は寄附額が低調でありましたが、高橋町長になってからは、急激に寄附額を伸ばしています。

私は、ふるさと納税に対して、理事者、町内事業者が協力して取り組めば、もっともっと伸びしろがあると思います。

そこで質問いたします。町は、ふるさと納税にどのように取り組み、今後どのように強化されようとしているのかをお伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ふるさと納税制度についての御質問であります。ふるさと納税は、自治体にふるさと納税として寄附を行った場合、2,000円を除き、一定限度額まで、住所地の住民税等から税控除を受けられる制度であります。

議員さんからもお話がありましたように、平成21年から開始されましたが、本来の制度発足の趣旨は、就職等でふるさとを離れた人たちの「生まれ育った町に恩返しをしたい」、また「ふるさとへの貢献がしたい」といった思いを、税制を通じ

て、形にするものであると認識しております。

これまでの間、返礼品に関する様々な課題が顕在化し国においても、その是正のための制度改正を余儀なくされるなど、紆余曲折がございましたが本来の趣旨そのものは決して間違っておらず、今日の地方創生にも資するものと考えております。

このため、町長就任後、担当課だけでなく各課の若手職員で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、柔軟な発想による本町のふるさと納税に対するアイデアを募るとともに藍に特化したガバメント・クラウド・ファンディングにもチャレンジいたしました。

また、ふるさと納税の寄附サイトの拡充による注目度、訴求力の向上、町内事業者への制度の趣旨を説明し、共感、賛同いただくことによる返礼品取扱い事業者の拡大、さらには、私自身、本町出身者で、県外で活躍されている方々のもとに直接足を運ぶなど、様々な取組を行ってまいりました。その結果、本町に対する寄附額は、平成29年度に156万円であったものが、平成30年度は2,271万円、令和元年度は1,769万円、令和2年度は、見込みであります約3,000万円と3年前と比較し20倍に拡大しております。

今後、全国でのふるさと納税の寄附額がますます増大する中、本町でも一層の強化を図っていくため、例えば、ふるさと納税寄附サイトにおけるよりアピール度を高めるための工夫、寄附をいただく方々にリピーターとなっただけのよう、本町への関心を継続するための工夫、季節限定商品や組み合わせることで魅力が増すセット商品の開発、商工会等との連携により流通ルートに乗らない、または販売ノウハウがないといった工芸品や農産物加工品等の掘り起こしと、ふるさと納税に活用するための仕組みづくりといったことにも知恵を絞ってまいりたいと考えております。

近年、実際に居住している定住人口と観光客などの交流人口の中間に位置するものとして関係人口という言葉があります。

ふるさと納税で寄附をいただく方々は、藍住町出身者、あるいは、本町への関心、本町の特産品への関心を持たれている、まさに関係人口と呼べるものであります。ふるさと納税を通じ、全国各地のこうした方々と本町との関係の輪を一層広げていくとともに、返礼品の活用が町内経済の活性化や好循環にも資するよう更なる取組の進化を図ってまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

● 2 番議員（竹内君彦君） 一般質問を終わります。

○議長（西川良夫君） 小休します。

午前 10 時 18 分小休

午前 10 時 23 分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、11 番議員、林茂君の一般質問を許可いたします。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 11 番議員（林茂君） 議長の許可がありましたので、一般質問通告書にしたがって質問をいたします。理事者の方は、簡潔明確な答弁をお願いいたします。

学校教育費についてです。厚生労働省が発表した「平成 28 年国民生活基礎調査」によると、日本の相対的貧困率は 15.6 パーセントとなり、7 人に 1 人が貧困状態にあると言われていています。このことから日本の貧困問題は深刻であることが分かります。

また、相対的貧困率の 15.6 パーセントのうちの半数がひとり親世帯であることも大きな問題です。ひとり親の場合、家事と仕事、育児を一人で行わなければなりません。家事や育児の比重が高いほど、生活がより苦しいものとなります。

こういった子供たちは、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあると言われてい

ます。

文部科学省における子供の貧困対策の推進として、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を目指しています。

就学援助費の問題につきましては、学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、また、就学援助法等において、国は市町村に対して必要な援助を行うこととされています。

生活困窮となった家庭に対して、コロナによる減収も就学援助制度の対象となることが分かるように周知し、声掛けをするなどをして、申請を促すことが特に必要です。就学援助を受けやすくして保護者負担の軽減を図ることは、子育てしやすい藍住町、子育てにやさしいまちを具現化することになります。対象となる世帯が、

もれなく申請できるような対策をとってくださることをまず要望いたします。

それでは、質問事項に入ります。

1点目は、要保護、準要保護の人数及び推移傾向について、お伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 林議員さんの御質問のうち、要保護、準要保護の人数及び推移傾向について、答弁をさせていただきます。

まず就学援助の対象となる要保護、準要保護の人数でございますが、令和2年度で申しますと要保護は小中学校で5人、準要保護は小中学校で379人となっております。

次に、推移の傾向としましては、資料請求をしていただいております資料で説明をさせていただきたいと思っております。ごらんいただきたいと思っておりますが1枚めくっていただきまして、もう1枚めくっていただきまして右上に書かせていただいておりますが資料②をごらんいただきたいと思っております。資料②の就学援助費の支給状況をごらんいただくと認定者数というのがございますが、令和元年度と比較した場合、10人ほど減少しております。

次に、支給状況でございますが、同じく資料②の就学援助費の支給状況をごらんいただきたいと思っております。令和2年度で申し上げますと年度途中ではございますが、新型コロナウイルスにより修学旅行費では、中学校の修学旅行は、今年度は、実施をしておりません。また、給食費についても、幼小中で4月、5月は臨時休業による給食を実施しておりません。これに伴いまして、今年度の就学援助費の支給総額についても、令和元年度と比較しますと減少の見込みでございます。

最後に、就学援助を希望する世帯が、もれなく申請できるような対策をとることでございますが、周知については、学校を通じてだけではなく、町のホームページに掲載しているところでございます。学校を通じた周知については、昨年度の申請者に対して申請漏れがないように学校へは注意をするよう働き掛けをしております。今後は、メールによる周知も考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁を頂きました。分かりやすい資料を作っていただきありがとうございます。

この中で、申請者の中で非該当に当たる人数が掲載されています。小学校、中学校ということで。非該当というのは、いわゆる収入基準から高い世帯になるわけですね。分かりました。

それでは続けて、就学援助費が支給される認定基準があるわけですが、全国では生活保護基準の1.3倍を目安ということですが、藍住町の場合はどのような収入基準を認定基準にしてるのか。少し、答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 林議員さんの就学援助費が支給される認定基準について答弁をさせていただきます。

認定基準としましては、先ほどの資料をごらんいただきたいと思います。資料①でございます。資料①の就学援助費の支給状況の中の左下の収入基準・標準世帯例で、いくつか世帯例がございますが、令和2年度基準では、大人2人、子供2人の場合、基準所得が約245万円未満となっており、令和元年度と比較しますと10万円ほど緩和されております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、次の質問項目に入ります。

入学準備金なんですけど、従来なかなか7月ぐらいの支給だったんですが、全国的に入学準備金を前倒しして支給をすると。このような方向が大きく各自治体で取組がされるようになりました。

藍住町の状況と併せて、いわゆる就学援助費のですね、支給項目の中にオンラインの学習、通信費という支給項目があるわけですが、この点はどのようになっているのか。答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 林議員さんの御質問で、入学準備金を入学前に前倒しで支給すること、オンライン学習通信費の支給額について答弁をさせていただきます。

新入学学用品の支給につきましては、入学前に新入学学用品費を前年度支給額で行っております。今年度についても3月下旬をめどに予定しております。金額としましては、小学生、年額5万1,060円、中学生、年額6万円となっております。

次に、オンライン学習通信費の支給についてですが、この事業は、要保護児童生徒援助費補助金のうちのオンライン学習通信費として、文部科学省が、2020年度補正予算で災害や感染症の発生による臨時休校時においてもICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現するためICT端末や通信機器などの環境整備に必要な経費を措置することとなっています。

本町においても、小中学校の児童生徒に1人1台端末を貸与するよう進めているところでありますが、運用開始時期としましては、5月から8月に順次運用開始を予定しております。

現在、準要保護者への就学援助としてのオンライン学習通信費の支給については、本町では就学援助費の補助対象費目としていないため支給はしていません。

今後は、学校における教育活動の一部をオンラインで実施する取組がさらに促進されると想定されることから、準要保護者への就学援助としてのオンライン学習費の支給については、国の方針に併せて検討してまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁ありがとうございました。

この件につきましては、オンラインについてはですね、これからおそらく国の方向がより明確になると思うんで、是非、この藍住町でも、その点では、国の方針に従って支給の項目に入れていただきたいとこのように要望してます。

それでは、その次の点です。給食費の滞納かなり、前回も私質問したんですが、給食費の滞納人数が、多くなっていると。非常に生活も大変だということで、現在の滞納人数。そして、滞納額の推移について、少し答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 林議員さんの給食費の滞納人数と滞納額の推移について答弁をさせていただきます。

滞納人数の推移でございますが、現年度では、滞納人数が令和元年度は、中学校が21人、小学校が28人、幼稚園が3人となっており、平成30年度と比較しますと中学校が5人増、小学校が15人増、幼稚園が2人減となっております。

過年度では、滞納人数が令和元年度は、中学校が101人、小学校が52人、幼

稚園が8人となっており、平成30年度で比較しますと中学校が6人減、小学校が2人減、幼稚園が増減なしとなっております。

次に、滞納額の推移でございますが、現年度では、滞納額が令和元年度は、中学校が40万7,080円、小学校が64万579円、幼稚園が9万2,180円となっており、平成30年度で比較しますと、中学校が10万3,639円の減、小学校が2万3,088円の減、幼稚園が3万6,656円の減となっております。

また、過年度では、滞納額が令和元年度は、中学校が377万7,658円、小学校が416万56円、幼稚園が24万8,225円となっており、平成30年度で比較しますと、中学校が20万9,803円の減、小学校が59万2,379円の減、幼稚園が2万1,905円の減となっております。

令和2年度で申しますと現年度分及び過年度分の滞納人数と滞納額については、年度途中のため詳細が出ておりませんが、増加傾向になると思われます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁ありがとうございました。

本当に滞納ですね、人数もさることながら滞納の額もかなりの大きな額ということで、本当に今暮らしが大変な中でですね、本当、保護者の皆さんは、大変この給食費の問題で、頭も痛めておると思います。

続けて、次の質問に入ります。このようなことを踏まえて私は、この議会で今まで給食費の半額負担で、やはり保護者の家計をできるだけ軽減をしていくように提案してきました。これは、既に隣町の北島町とか、板野町で半額負担にして大変喜ばれている制度でございます。

今回、非常にコロナ禍の中で家計が大変苦しくなっています。

藍住町の税収を比較しても、この点が明らかにされてます。町民税の個人住民税の税収が前年度と比べて今年度は1億1,000万円の減収になってるわけですね。もちろん法人もそうですけど、法人が4,000万という、かなりですね、この税収の落ち込みというのは、町の財政運営も大変ですけど、それだけそれぞれ町民の皆さんの家庭も大変な状況だと思います。この点で、子育てしやすい藍住町、そして子育てにやさしい町を具現化するために給食費の半額負担を是非実施をして欲しいとこのように要望いたします。

○議長（西川良夫君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 林議員さんの御質問で給食費は半額負担で軽減というようにございますが、本町では、現時点では、半額負担による軽減については、考えておりません。なお、コロナ等により収入が減少された方は、所得の申告を行っていただくことにより、小中学生のいる家庭は、就学援助費の補助として認定された場合、実費を支給されます。また、幼稚園児のいる家庭は、所得の低い方で所得階層3階層までに該当される方及び第3子は、副食費を上限4,500円免除しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 今答弁いただきました。

半額負担は、考えていないということで、それで半額負担の費用については、今まで試算を出していただきました。4,700万円程度あれば、給食費の半額負担が可能だということですね、是非このお金の使い方についても、もう少し今の暮らしの状況も考えていただいて、検討していただきたいと思います。

それでは、その次ですね、学校給食費の給食の材料の質が落ちていると、こういうふうな保護者からの声もありました。この状況、そして食材の購入については、地産地消ということで、できるだけ地元の農家の皆さん方からですね、直接、食材を購入していただくと。こういうことが、やはり地産地消として非常に重要でないかと、こういうことで少し、この点について答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君起立〕

◎教育長（青木秀明君） ただいまの質問に関しまして、反問権の行使をお願いいたします。

○議長（西川良夫君） はい、どうぞ。反問の行使を許可いたします。

時間を停止してください。

〔事務局、時計を停止〕

◎教育長（青木秀明君） ただいま、林議員さんからの質問の中に給食費の食材の質が落ちているという保護者の声があるというふうな御発言がありました。

議会の一般質問ですので、相当数の保護者がそう言っているというふうに受け取

らざるをえません。

しかし、そういう保護者の声は、学校と教育委員会には届いておりませんし、教育委員会といたしましても、質は十分に維持していると認識をしております。どのような声が、どの程度の数、人数から聞かれたのかっていうのをもう少し明確にさせていただきたいと思います。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） この件につきましては、保護者からですね、率直なそういう意見があったということで、伝えて欲しいということです。ですから、誰それがというふうなことまでは言えませんので、その点だけ、御承知ください。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君起立〕

◎教育長（青木秀明君） エーアイテレビで放映されている御質問ですので、そういったことも含めまして、お聞きしました。その件につきまして、今から次長のほうから答弁をさせていただきます。

反問権の行使を終わります。

○議長（西川良夫君） はい。以上で反問の行使を終了いたします。

これより一般質問を再開いたします。

事務局は残りの時間の停止を解除してください。

〔事務局、時計を再始動〕

○議長（西川良夫君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 林議員さんの先ほどの材料の質が落ちていると保護者の声あるいは材料の地産地消について、答弁をさせていただきます。

材料の質が落ちているという保護者の声があるとのことですが、肉及び水産物については、国庫補助事業を活用し、阿波牛を10月、12月、1月に3回、阿波尾鶏を1月に1回、はもを10月、1月に2回、足赤えびを2月に1回、提供しております。野菜については、納品時に傷んでいるものについては、業者に連絡をして、交換をしていただいています。加工品についても、毎月栄養士が質の良いものを選定しております。以上のように給食費の材料の質は、十分維持できていると考えております。

次に、材料の地産地消状況でございますが、藍住町産の食材の利用状況については、資料請求を頂いております資料で、一番最後のページをごらんいただきたいと思います。給食材料費地産地消状況資料③でございます。資料③の地産地消状況をごらんになっていただきますと、ねぎからパセリの13品目において、年間7,205キログラムを地産地消として藍住町産を使用しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁ありがとうございました。

それでは、その次の質問に入ります。夏休みの学童保育に給食を提供し保護者の負担軽減をするということで石井町で実施をされております。県内で初めてだということで、徳島新聞にも大きく報道されました。

少しその中身に立ち入りますと7月8月の夏休み期間が対象で8クラブを利用する見込みの458人に通知をし、希望者を募る。1食当たりの料金は250円で検討している。既に昨年8月の4日間、試験的に実施をし、83人が利用し、うち62人の保護者が回答した。アンケートでは、全員が21年度も昼食提供を希望すると回答。保護者の方からは「弁当を作る手間が省けた。」、「栄養面の心配がなくなった。」このような声が寄せられているということが徳島新聞の記事でも掲載されています。

小林町長は「バランスのとれた食事は子供の食育につながる。働いている保護者のサポートにもなれば」とこのように言っているわけです。

子育てをしやすい藍住町、子育てにやさしいまちを具現化するために、この点につきましてですね、やはり藍住町でも実施をして欲しい。要望です。

○議長（西川良夫君） 加藤副町長。

〔副町長 加藤弘道君登壇〕

◎副町長（加藤弘道君） 夏休みの学童保育に給食を提供してはどうかとの御質問ですが、本町の放課後児童クラブは、平成13年度より開始しており、現在は、町社会福祉協議会に委託し、5児童館13クラブを開設しております。

4月時点の利用児童数は、平成28年度457人、平成29年度508人、平成30年度573人、令和元年度646人、令和2年度661人と年々増加しており、この5年間で約1.5倍となっております。

本町といたしましても、こうした子育て家庭のニーズに応えるため、これまで西部放課後児童クラブ、勝瑞放課後児童クラブ及び奥野放課後児童クラブにおいて、クラブ数を増やし、それに伴う施設の増設、指導員の大幅拡充を図ってまいりました。

さらに、駐車場が狭隘であった住吉放課後児童クラブには、近接する場所に昨年度新たに駐車場の整備を行ったところであります。

御質問の石井町が来年度の夏休みに放課後児童クラブに昼食を提供する旨の報道があったことは我々も承知しておりますが、まず、石井町の義務教育における学校給食は、町の給食センターで一括で行うこととなっているようでございまして、本町のような各小学校の施設内に単独で給食施設を設置する方式とは大きく異なっております。

このため夏休み等に外部に昼食を提供するためには、学校給食法に抵触しないかどうかを確認する必要があることはもとより、現在の給食調理洗浄等業務委託を大幅に見直さなければならないこと、現在の学校ごとの単独施設では、遠隔地への配送を想定していないこと、学校給食を安全に提供するために長期休業中に施設及び設備のメンテナンス、清掃、害虫防除、調理員の衛生管理研修などを行っていること、栄養士の新たな配置やアレルギーを有する児童への対応、さらには昼食を提供した場合、各放課後児童クラブで、その配食や残飯処理等を管理、担当することになる指導員の負担増など様々な課題がございまして。

また、休業中にお弁当を作って児童に持たせることが、保護者の負担になっていることは、重々承知をしておりますが、単に家庭での子育ての負担を軽減するための施策になってもよいのかどうかといった点も検討の範疇に入ってくると考えるところであります。

冒頭に申し上げたように、本町でも本町の状況に応じた放課後児童クラブの充実に注力をしているところであり、加えて、本町の放課後児童クラブの基本利用料金は、石井町を含む近隣市町と比較しても、低い額に抑えているところであります。

放課後児童クラブを含む子育て支援は、その自治体ごとの実情に応じて、様々な施策を組み合わせるものであり、総合的に判断するものと考えております。

特定の自治体の特定の施策だけを捉え、かつ、それが報道されたからといって、軽々に追随するのではなく、様々な課題を踏まえ総合的かつ慎重に検討していくべきものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁ありがとうございました。総合的に判断をされるということでした。

それでは、次の質問に入ります。徳島県南海トラフ巨大地震被害想定に備えた対策をということで、質問させていただきます。

地震はいつ起きるか分からない。平成25年11月25日に公表されました徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）です。この概要から、県の主な想定結果。地震の直後、県内全域が震度6以上の揺れで多くの建物が全壊する。耐震性の低い木造建物を中心に建物の倒壊により死者が発生。死者数は3万1,300人。

ライフラインの主な被害では、藍住町上水道の断水率は96パーセント。下水道は支障率100パーセントで、復旧に1か月掛かると想定されているわけです。徳島県全体で直接経済的な被害は、6兆4,000億円。このように被害を想定されています。ですから、かなり大きな被害が想定されていますので、その想定された被害をどのようにして最小限に抑えていくかがこれからの大きな課題でないかと思えます。

質問に入ります。

1、町の住宅耐震診断と耐震改修事業と家具類転倒防止対策についてお伺いします。

阪神・淡路大震災では昭和56年以前の旧耐震基準の家に集中をし、圧死、損壊死等が死因全体の83.3パーセントを占めていました。その多くが建物等の倒壊が原因と言われています。その後、東日本大震災ですが、ここは圧死・損壊死等は4.2パーセントでした。地震の性質も被害面積も異なり、津波の発生の有無もあるので一概に比べることはできませんが、東日本大震災でも被害は古い家に多く、このことから、新耐震基準はそれなりの効果を発揮していると言われていています。

南海トラフ大地震に備えて、被害を最小限に食い止めるためには藍住町が進めている住宅耐震診断と耐震改修と家具類の転倒防止対策について伺います。過去5年間の木造住宅耐震化促進事業及び家具転倒防止器具等取付支援事業に関する資料が提出されていますので、この資料の説明をお願いします。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 林議員さんの町の住宅耐震診断と耐震改修事業と家

具転倒防止対策についてのうち、資料請求に基づきまして答弁をさせていただきます。

まず、本町の木造住宅耐震化促進事業につきましては、平成17年度から耐震診断、平成18年度から耐震改修を開始しており、これまでに耐震診断支援事業は624件、耐震改修支援事業は89件を実施しております。

資料をお配りしておりますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

木造住宅耐震化促進事業及び家具転倒防止器具等取付支援事業実績(過去5年間)のものをお渡ししてございます。この資料をごらんいただきまして簡単に説明させていただきます。

まず、住宅の耐震化率の詳細でございますが耐震診断支援事業は163件、そのうち、耐震性のある住宅が4件、耐震性の低い住宅が159件となっております。

木造住宅耐震化支援事業等の事業ごとの詳細ですが、耐震改修支援事業が合計で51件、住まいの安全・安心なりフォーム事業が6件、住み替え支援事業が15件、耐震シェルター設置支援事業が3件、家具転倒防止器具等取付支援事業は10件となっております。

次に、住宅の耐震化率についてですが最新の数値では平成30年時点のものとなりますが、89.6パーセントとなっており、前回調査の平成25年の76.2パーセントに比べて13.4ポイントの増加となっております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長(西川良夫君) 林茂君。

[林茂君登壇]

●11番議員(林茂君) 答弁を頂きました。詳しい資料ありがとうございました。

再問をさせていただきます。今の説明によりますと平成28年から令和2年度まで、耐震診断を受けた件数は163件で、耐震性なしが159件ということで、耐震性なしが97パーセントを占めていると大変な状況でないかと思えます。

しかも、このうち耐震改修51件と、それから耐震シェルターの設置支援まで含めて、75件なんです。そうしますと耐震改修をしない人が半分以上占めているわけです。これはなかなか、耐震改修をできないという方がかなり多いわけです。それで耐震改修しない人たちの理由はどのように聞かれていますか。

そして耐震化率100パーセントの目標というのは、いつまでに達成するのか、そのような目標設定、以前にもお聞きしたことがあると思うんですけど、再度お願

いします。

それから続けて、この問題で質問します。耐震改修が進まないのはやっぱり、暮らしが厳しいからだと思います。もちろん、あと住むものがないとか、そのような理由も確かにあると思いますが、木造住宅の耐震改修をするための費用が、大体200万円を超えているわけでありまして。この耐震費用がないために回収ができないと。これが町民の皆さんの今の現状でないかと思えます。

この点、どのように考えておられるのか。

それと、耐震診断の費用ですね、これも隣町ではもう既に無料化しているので、この点も少し検討していただきたい。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 再問について御答弁をさせていただきます。

まず、耐震化が進まない理由でございますが、具体的にちょっと今手持ちの資料で持ってないんですが、主に高齢によるものですか、経費的な問題等が挙げられていたと思っております。

また耐震化、構造の取組といたしましては耐震診断を受けた建物で改修工事が必要だとされた建物の所有者に対しまして、工事を促す通知を送付するとともに、電話による働き掛けも行っております。

また、広報、ホームページでの周知や防災訓練時においても、耐震化に関する相談コーナーを設けるなど、制度の周知、防災意識の啓発に努めておるところでございます。

それと耐震の目標を言っておったと思いますが、以前の促進計画では平成32年度末。これで耐震化率100パーセントとすることを目標としておりました。

それと耐震診断の無料化でございますが、以前も答弁しておりますが住宅の耐震化は個人の資産形成につながるものであり、ある程度の自己負担をしていただく必要があると考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁ありがとうございます。

水道事業についてお伺いをします。東日本大震災により、水道施設についても甚大な被害が及び多くの地域が長期にわたり断水となりました。

藍住町も南海トラフ巨大地震が起きた際には、大きな影響を受けることが予測されています。これら大規模地震の際には水道施設への影響も避けられないと考えられます。それに対する備えが必要です。とりわけ水道については、生命を維持するための飲料水、また、火災の消火のための水や、避難所や医療現場の衛生を確保するためなど、最も重要なライフラインです。震災で断水した場合、いかに早く復旧できるかが課題であり、そのためには基幹管路の耐震化が重要であると考えます。

基幹管路の耐震について、現状はどうなっているのか、水道管路の耐震化率2019年度13.3パーセントと低いわけです。年次計画の前倒しも検討すべきかと思えます。この点について、答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 奥田副町長。

〔副町長 奥田浩志君登壇〕

◎副町長（奥田浩志君） それでは林議員の御質問の水道管路の耐震化につきまして御答弁をさせていただきます。

この質問につきましては、令和2年3月議会一般質問におきまして答弁をさせていただいたところでございますが、水道基幹管路につきましては、水道事業の規模、配水区域の被害広がり等を勘案して、水道事業者において適切に定めたものでございます。

本町においても、その基準に沿って決定したものでございますけれども、耐震化率の向上につきましては、これまでも何度と答弁をさせていただいており、町といたしましても、重要な課題であると認識をいたしております。

平成20年度に耐震基準が見直しをされまして、藍住町が平成15年頃までに耐震管として布設したものは、現在の基準では耐震性がないと判定されることから、平成29年度に安定的に事業を継続していくための中長期計画としまして、投資の試算、財源の試算を行い、投資以外の経費を含めた上で収入と支出が均衡するよう藍住町水道事業経営戦略を策定いたしております。その中で配水管の更新につきましては耐震性の低い石綿管の布設替を優先といたしまして、令和9年度、基幹管路を耐震適合率の目標を20パーセントと設定いたしまして、年次計画的に更新を行う旨の答弁をさせていただいたところでございます。

林議員の水道管路の耐震化率が低いこと年次計画の前倒しということでございますけれども、地震などの自然災害において、水道施設の安全確保、また、重要施設への給水確保は、町といたしましても重要な課題であると認識をいたしております。

が、今後も藍住町水道事業を経営戦略に基づきまして年次計画的に耐震管を更新してまいりたいと考えております。

なお、水道耐震管の予算につきましては、その他の水道施設につきましても、老朽化が進行しており、年次計画的に更新する費用も必要でございますので、年間約5,000万円を計画いたしているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁いただきました。前回ですね、答弁と同じ答弁を頂きました。

それで水道事業についての再問なんですけど。

1点目です。国では南海トラフ地震や首都圏直下地震等発生が想定される大規模自然災害に対して強靱な国づくりに関する取組として、国土強靱化基本計画及び国土強靱化アクションプランというのを、2019年に策定をしています。

水道においては、基幹管路の耐震適合率を2022年度末までに50パーセント以上に引き上げる、このような目標を掲げているわけです。

さらに、大規模地震の発生確率の増加、異常気象の頻発、それから激甚化等を踏まえ、平成30年12月14日に国土強靱化基本計画を見直すとともに、防災減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を推進しているところです。

同緊急対策では、基幹管路において2022年度末までの耐震適合率を50パーセントとするため、耐震化のペースを1.5倍に加速させるとともに、重要度の高い浄水場、配水場の耐震化率をそれぞれ3パーセント、4パーセント引き上げることとしています。

厚生労働省としては、水道事業者における耐震化の取組を支援するため財政支援の拡充、水道の耐震化計画等の策定指針の提供等の技術的支援にも取り組んでいます。

国の取組に従って、藍住町基幹管路の耐震適合率を2022年度末までに50パーセント以上に引き上げると。この年次計画の見直しが必要だと思いますが、この点について、国の方針に従うならば、この50パーセントどのように考えておられるのか。

それから続けていきます。

○議長（西川良夫君） 林議員。一問一答になっていますのでお願いします。

●11番議員（林茂君） はい。

○議長（西川良夫君） 奥田副町長。

〔副町長 奥田浩志君登壇〕

◎副町長（奥田浩志君） それでは林議員さんの再問につきまして御答弁をさせていただきます。

まず国土強靱化基本計画、またアクションプランにつきましての御質問で、ここ3年間で50パーセントというような御質問でございますけれども、先ほど申しましたけれども私どもとしましては、耐震化の必要性につきましては東日本大震災によりまして、水道施設を含むライフラインに甚大な被害が起こったことで、本当に重要な課題だとは認識をいたしております。しかしながら、先ほども申しましたけれども一応ですね、藍住町の経営戦略に基づきまして、今やっておりますので、これが5,000万円、年間5,000万円と言いますと、約耐震管、約800メートルから900メートルの耐震管を施工することができます。これがまた、第2浄水場のその他の施設につきましても更新する必要があるがございます。

今年の来年度のですね、予算の要求で用地の確保も予算化しております。

まず一番に、その他の浄水場の計画もしていけないと、というかたちで、今現在ではもう年間5,000万円の耐震管の布設替というのが精一杯でございますので、この点御理解をいただけたらと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 前倒しの問題です。先ほどは質問の中にも入っていたんですけど改めて耐震整備の前倒しというのは、何も新たな事業を追加するわけではありません。予算にも出されてました。

あくまでも前倒しですから、余分なお金が掛かるわけではありませんので、最終的にはですね、財政運営上も同じところに落ち着くと、このように考えてます。

災害を最小限に食い止めるためにも、前倒しをひとつ検討していただきたい。このことが、必要じゃないか。

それから地方公営企業法の第17条の3は、「地方公共団体は、災害の復旧、その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。」ですから、私は地震についても、

一般会計からやはり繰入れが可能だと、このように理解をしているわけです。この点。

○議長（西川良夫君） 奥田副町長。

〔副町長 奥田浩志君起立〕

◎副町長（奥田浩志君） 再々問につきまして、御答弁をさせていただきます。

先ほども申しましたように災害を想定して基幹管路の改修を行っていかなければならないのは認識をいたしております。しかしながらいろんな事業のものがございしますので、藍住町の水道と上水道の特別会計といたしましても、この計画を元に、打ち立てたのが藍住町水道事業経営戦略でございますので、それに基づき、計画を立てて施行してまいりますので、この点、十分に御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁していただきましたので、はい、分かりました。

下水道事業について伺います。下水道の管渠は地震に耐えられると議会で答弁がされています。だが、今回ですね先ほどの徳島県の被害想定の中では、100パーセント支障率が出ると、これ大きくですね、心配ないというのは、大きく食い違うので、この点について、答弁を求めます。

○議長（西川良夫君） 佐野上下水道課長。

〔上下水道課長 佐野正洋君登壇〕

◎上下水道課長（佐野正洋君） 林議員さんの下水道の管渠は、地震に耐えられるとのことであったが、県との発表と大きく違うのはなぜであるかについて御答弁させていただきます。

徳島県が2013年（平成25年）11月に公表しております徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）の中のライフライン被害の結果で、被災直後、藍住町の下水道の支障率は100パーセントになっております。

下水道の支障率につきましては、県は、内閣府のデータに基づき、揺れ、液状化による管路被害は「大規模地震による下水道被害想定委員会（2006）」による手法を用い処理場への津波浸水被害については、東日本大震災の実態を踏まえたもの、停電の影響は、非常用電源の有無などを考慮して算定したものであるとのことでありました。

下水道支障率は、管路被害だけではなく、処理場の被害状況も踏まえたもので算

定しているため本町を含む2市4町で運営している旧吉野川流域下水道の処理場が津波被害を受けて浸水し、機能停止になると想定されているため藍住町だけではなく、他の2市3町につきましても支障率が100パーセントになっております。

そのため、本町で施工しております下水道地震対策指針に基づいた設計耐震管との差が出ていると考えられます。

下水道につきましても、生活に必要不可欠なライフラインでありますので、これからも地震等災害に耐えうる下水道管の施工を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁していただきよく分かりました。

それで、下水道の再問なんですけど、下水道事業の進捗状況で、過去5年間ですね公共ますの設置数と、接続加入件数、この資料を請求しました。資料請求したところ提出をしていただきました。

それを見ると平成27年度から平成31年度まで、ますの設置が374基で、公共下水道に接続したのが223件です。接続の割合は60パーセントです。ですから4割の方が接続をしないと、こういう結果なんですけど、ここはどのように考えておられるのか、この点だけ。

○議長（西川良夫君） 佐野上下水道課長。

〔上下水道課長 佐野正洋君登壇〕

◎上下水道課長（佐野正洋君） 林議員さんの再問につきまして、下水道の公共ますの設置数なんですけれども、今おっしゃられてましたように、平成27年度から平成31年度までの下水率は、接続率は60パーセントになっております。あとの40パーセントにつきましてどうすることかということなんですけれども、推進には回っております。ですけれども推進費、補助金も出しておりますけれども、やはり単独浄化槽とか、合併浄化槽、そちらのほうも作っている家庭がございます。その点が非常に難しいということで、推進に回っておりますけれども、接続率が上がってこないという、これからも推進に向けては、個別訪問などをしてまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 11番議員（林茂君） もう時間がきましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（西川良夫君） ここで小休します。

午前 11時 25分小休

午前 11時 29分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き会議を再開します。

次に、10番議員、小川幸英君の一般質問を許可いたします。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10番議員（小川幸英君） 議長の許可がありましたので、一般質問を行います。理事者におかれましては、明確な答弁をお願いいたします。

最初に、新型コロナ対策について伺います。3月11日までの国内の新型コロナウイルス感染者は44万4,265人となりました。また、2月の県内の感染者は66人となっております。市町村別では、本町は22人と、最も多かった。町外の方々からは、藍住町に行かないようにとか、そういうようないろいろな風評被害が聞こえてきました。そんな声を聞き町民の方々からも感染していないか不安との声が多かった。町長は町民に対して、どのように情報発信を行ってきたか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 小川議員さんの新型コロナウイルス感染症対策についてのうち、町長は町民に対してどのような情報発信を行ってきたかという答弁でございます。

新型コロナウイルス感染症に係る情報発信につきましては、町内在住の方で感染が確認された場合は、県の公表後、直ちに町のホームページでその内容を公表しています。さらに、町施設の使用中止や庁舎の一部閉庁、確定申告相談の中止など、緊急性があり広く周知が必要な内容については、町のホームページに加え、藍メールでも発信を行っているところです。

また、感染症に関する予防対策や人権への配慮についてなど、特に町民の皆様へしっかりとお伝えしたい内容については、町ホームページの町長メッセージというかたちでお願いをしているところです。

このように、町民の皆様へお伝えする新型コロナウイルス感染症に関する情報は、

内容、発信の時期、重要性などを基準として、最も適切な手段で的確に発信できるよう判断しているところであります。今後も、より多くの町民の皆様タイムリーに情報をお伝えできるよう、努めてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 答弁を頂きました。様々な機会を利用して発信しているということでありました。昨今ですが、緊急事態宣言下の知事や市長は、マスクを通して、県民や市民に対していろいろと呼び掛けております。本町も、エーアイテレビがありますので、エーアイテレビを通して呼び掛けてはどうか、伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 小川議員さんの再問に御答弁させていただきます。町長のエーアイでの放送ということですが、町民の皆様へお伝えする情報は内容、重要性などを基準といたしまして、その都度、最も適切な手段で発信できるように判断をしております。今後も、様々な情報伝達手段を用いまして、より多くの町民の皆様にお伝えできるように努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、PCR検査について伺います。現在、藍住町内の医療従事者や、介護施設に勤めている方々は、PCR検査を受けていると聞きます。本町でも、人と接する機会が多い小中学校の教員、保育所や幼稚園の先生、児童館の職員に対してPCR検査はできないか。また、民間の検査機関が実施するPCR検査を行う事業所に検査に係る費用の補助はできないか伺います。

○議長（西川良夫君） 加藤副町長。

〔副町長 加藤弘道君登壇〕

◎副町長（加藤弘道君） 小川議員から人と接する機会の多い小学校の教員、保育所や幼稚園の先生、児童館の職員に対してPCR検査ができないか、との御質問でございますが、小川議員におかれましては、先の12月定例会におきまして、高齢

者や社会的役割の大きい保育施設、児童館の職員などがPCR検査をできないかと御質問をされております。同じ内容の質問を繰り返されていると思いますので、したがいまして、我々といたしましても、同様の答弁を繰り返さざるを得ないことを御理解賜りたいと思います。

PCR検査とは、鼻の粘液や唾液、いわゆる検体を採取し、体内に一定数のウイルス遺伝子を保有しているかどうかを判定することにより、新型コロナウイルス感染症に感染しているかどうかを判断するものでございます。

県内におきましては、当初は、県が主体となってPCR検査を行ってまいりましたが、昨年11月からは、相談・受診の方法が見直されております。

まず、発熱等の症状が出た場合は、普段からのかかりつけ医に電話相談をし、受診や検査の指示を受けます。当該かかりつけ医が、県が指定する診療・検査協力医療機関である場合は、そこでPCR検査が可能な場合もありますし、検体のみを採取し、委託先の民間検査機関で検査を行う場合、さらに、県のドライブスルー方式の地域外来検査センターを紹介される場合もございます。

また、かかりつけ医が診療・検査協力医療機関でない場合や、かかりつけ医がないという場合におきましては、保健所に設置されております受診・相談センターに電話連絡をいただければ、当センターから受診可能な診療・検査協力医療機関を紹介されることとなります。

県の直接検査を含めたこうした検査は、行政検査と呼ばれるものであり、この度の新型コロナウイルス感染症の検査に要する費用は、全額公費負担となっております。この行政検査の法的位置づけでございますが、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、いわゆる感染症法でございますが、これの第15条に、「都道府県知事は、必要があると認めるときは、必要な調査として、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める検体若しくは感染症の病原体を提出させ、若しくは当該検体採取に応じることを求めさせることができる」といった旨の記載がございます。この当該各号と言いますのは、国の「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&A」を引用させていただきますが「新型コロナウイルス感染症の患者、当該感染症の無症状病原体保有者、当該感染症の疑似症患者、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」となっております。この4番目の「当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」の判断基準でございますが、国の通知によりますと「濃厚接触者だけでなく、特定の地

域や集団、組織等において、関連性が明らかでない患者が少なくとも複数発生しているなど、検査前確率が高いと考えられ、かつ、濃厚接触を生じやすいなどクラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にあると認められる場合における、「当該地域や集団、組織等に属する者」まで該当すると考えられるとされております。

つまり、徳島県においては、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等の行政検査につきましては、法律上、あくまで県知事の専管事項であり、本町において実施せよと言われても、町が実施主体となることができるものではございません。かつ、その対象も「当該感染症に疑うと足りる正当な理由がある者」までとされており、小川議員が提案されている、そうした状況にない者まで行政検査を行うことは、実施主体側から見ても、課題があるものと考えざるを得ません。

一方、国からの事務連絡におきましては、感染症が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、感染者が一人も発生していない施設等であっても、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院、入所者を対象に一斉検査を実施するよう示されております。

しかし、小川議員の言われる、単に人と接する機会が多いというだけでは、当該国の方針には合致しないものであり、なおかつ、ただいま申し上げました、国の指針による検査につきましても、行政検査の範囲内で行われるものと考えております。

また、任意のPCR検査については、実施において法的な縛りはございませんので、民間医療機関や民間検査機関に依頼すれば、各機関の実施可能範囲内で行うことができます。

ただし、御承知のように、PCR検査は、検体採取時点での、陽性、陰性を確認することしかできません。集団でのクラスターや急激な感染拡大が発生していない状況で、公費を投入して、1回だけ検査を行うことは、あまり意味のないものと考えます。それでは、1回だけでなく、継続的にその確認を徹底しようとするのであれば、定期的に、何度も繰り返して検査を行わなければならないこととなります。その場合、検査を行う方の時間を度々割かなければならないことや、多額の公費を要することになり、到底、現実的なものではないと、考えるところであります。

加えて、任意検査は行政検査と異なり、強制することはできず、個人の意志によるものとなりますが、検査を受けていない者はその業務に携わってはいけないといった風潮、ひいては誹謗中傷や差別的行為を助長する恐れもあります。

したがって、任意検査につきましても、町費を投入して実施することは現時

点では考えておりません。

次の御質問の民間事業所がPCR検査を行う場合に、その費用を補助できないかとの御質問でございます。民間事業所においては、例えば、職員が出張などで県外から戻ってきた場合に念のため検査を行う、あるいは、濃厚接触者や接触者ではなく法定検査の対象にはならないが、念のため個人で検査を行うなど、任意でPCR検査を受けられる場合があることは、承知をいたしております。

しかしながら、これらは、あくまで民間事業所や個人が状況に応じたそれぞれの考えや判断で行っているものであり、行政としては、一律に任意検査を誘導するような施策は、実施できるものではないと考えております。

加えて、不特定多数を対象にした検査の公費助成は、マスクの着用、大人数での会食を控えること、緊急事態宣言発令中の地域等への不要不急の往来を避けることなど、本来、徹底しなければならない、感染予防対策が、いつでも検査を受けられるとの考えから、おろそかになってしまう可能性も否定できないものであります。

したがいまして、現時点では民間事業者に対する検査補助も考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 答弁いただきましたので、次に、ワクチン接種について伺います。高齢者のワクチン接種について、議会の冒頭、町長の所信表明で本県では、4月以降に高齢者の接種がスタートするとのことで、本町において1月25日にプロジェクトチームを立ち上げ、県や町、医師会との緊密な連携の下に準備を進めているとのことで、高齢者のワクチン接種は、町内のかかりつけ医にすることでしたが、元気でかかりつけ医のない人や、市内の病院へ通院している方は、どうするのか。また、町施設での集団接種は考えていないのか伺います。

○議長（西川良夫君） 加藤副町長。

〔副町長 加藤弘道君登壇〕

◎副町長（加藤弘道君） 新型コロナウイルスのワクチン接種についての御質問でございます。質問の通告書では、4月12日からと通告書に記載されておりますが、ちょっとこの点、説明させていただきたいと思っております。

高齢者のワクチン接種については、全国の対象者は3,600万人というふうになっておりまして、これに対して、4月12日から接種を始めるに当たり、4月の第

1週に各都道府県にワクチンの配布がなされるわけですが、この各都道府県に配布のワクチン数は5万回分。2回目の接種分も含まれますので、人数にすると2万5,000人分ということになります。非常に極めて少ないワクチンでありますので、4月12日からスタートすると国は公表しておりますが、実際、全国各市区町村が一斉にこの日から開始できるものではなくて、ほんの一部の自治体でスタートをするということになります。

実際に本県におきましても、マスコミ報道がありましたように4月5日の週にワクチンが配送されるのは、徳島市、これは佐那河内村も含まれますが、徳島市と阿南市のみであり、したがって、4月12日の週から接種が開始できるのは、この2市のみということになります。

本町におきましては、4月12日の週にワクチンが1箱配送される予定となっております。この1箱というのは、195バイアル、バイアルっていうのは1瓶ということですが、195バイアルが入っており、1バイアルで今のところは5回分の接種というふうに換算しておりますので、975回分、1人2回の接種が必要でありますので、人数に直すと487人分ということになります。このワクチンを使いまして、本町では4月19日の週から、高齢者の接種を開始したいとこのように考えております。

次に、本町における接種の順位でございますが、河野太郎新型コロナウイルスワクチン接種担当大臣は、国会等で、「最初のうちは十分なワクチンが行き渡らないので、優先接種対象である65歳以上の高齢者の中でも、さらに各自治体が、自治体の実情に応じて、年齢や地域などで優先順位をつけてほしい。」といった旨の発言をしております。このため、本町におきましては、町医師会との入念な協議を踏まえ、クラスターが懸念される高齢者施設等の入所者から、まずは接種を開始すべきではないか、との判断に至っております。

具体的には、対象となる施設の条件といたしましては、町内に設置をされている高齢者等入所施設であり、当該施設の嘱託医が町内医療機関であり、かつ、この医療機関がワクチン接種ができるサテライト型接種施設に登録されていることでございます。この条件を満たしていれば、本町に配給されるワクチンを使用して、該当する医療機関が、直接、高齢者施設等に出向き、施設内で接種を行うことが可能となります。

次に、施設内での対象者ですが、接種にあたっては、被接種者ごとの接種券が必

要になりますが、この接種券は住民票のある自治体からしか発行することができません。したがって、対象となる方は、当該施設に入所されている65歳以上、厳密に言いますと、来年度65歳になる方まで含むわけですが、65歳以上であり、本町に住民票を有する方、及び本町以外の住民票を有する方で、当該自治体から接種券を発行されている方ということになります。

現在、各入所施設に接種対象となる方の名簿及び接種の意向などの照会をかけているところであり、これをもとに、実際に接種にあたる医療機関及び施設側と具体的な段取り、日程調整等を行ってまいります。

今申し上げた条件の入所者の第1回目の接種が終われば、場合によれば2回目の接種終了後になるかもしれませんが、一般の65歳以上の接種が開始できることとなりますが、年齢条件等を設けて、さらに絞り込みを図るかどうかは、ワクチンの供給量を見ながら町医師会と調整を行ってまいります。

なお、一般の高齢者の接種にあたっては、町内約20の医療機関が接種できるサテライト型接種施設に登録をいただいております、通常の診療行為の中での接種を中心に実施したいというふうに考えておりますが、約20の医療機関の1週間当たりの接種可能人数がどれぐらいになるか、また、各週当たりの本町へのワクチンの供給量がどの程度になるか、また、町民の皆様の接種の希望状況、こういったものを見極めながら、集団接種という選択肢も視野に入れた接種を今後検討してまいりたいというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 2月18日の徳島新聞によるとLINEによるアンケートの結果、3割がワクチンを接種したくないとのことで報道されておりました。また、10日までに医療従事者14万8,000人のワクチン接種者の中に、重いアレルギー反応であるアナフィラキシーを発症したと報道されたことにより、町内のこれから受けられる高齢者の方、特にアレルギーのある方たちは、あまり接種をしたくないとの声もあります。多くの町民が接種できるような啓発を今後どのようにするか伺います。

○議長（西川良夫君） 加藤副町長。

〔副町長 加藤弘道君登壇〕

◎副町長（加藤弘道君） 2月18日の徳島新聞のアンケートで3割が接種したく

ないとのことであるが、どのように多くの町民が接種できるような啓発を行うのかといった御質問でございます。このアンケートは、2月16、17日に実施されたものでありまして、回答者は346人。このうち、245人の7割以上が接種したいと回答しており、約3割が接種したくないと回答しております。

接種したくない理由としては、情報が少なすぎて判断するに至らない、国が承認しても健康被害が出て裁判になったワクチンの例もある、承認が早すぎて安心安全か、まだ分からないなど、主に副反応に対する意見が大勢を占めているとのことでもあります。こうしたアンケートは昨年来、全国的に再三実施されておりました、実施時期や設問内容によって、その数字がかなり変動がございまして、あくまで参考に留めるものとのことのように考えております。

ワクチンの接種は、多くの方がコロナウイルスに対する免疫を持つことで、集団の中でウイルスが広がりにくくなる、いわゆる集団免疫を獲得することにより、感染拡大を防ぐことを目的としております。

したがって、一定数以上の接種が必要となってきますが、どの程度の方が接種すれば集団免疫が成り立つのかという点では、明確な資料はございませんが、国立感染症研究所所長の見解では、「理論的には6割ぐらいの方が接種をいただいた段階で、集団免疫が成り立つのではないか。」と述べられております。

一方、改正予防接種法では、コロナウイルスワクチンの接種は、国民の努力義務とされており、実質的には個人個人の判断で任意となるものでございます。国会の附帯決議においても、接種していない人への差別や、職場や学校での不利益な取扱いが許されないことを周知徹底するよう、政府に求めております。

したがいまして、町といたしまして、多くの方に接種を行っていただきたいという思いはありますが、強制することはもちろん、安易に接種に誘導するような広報もできないものと考えております。

やはり、接種の対象となる方、お一人お一人が、正確な情報に基づいて、御自身の健康状態などを考慮しながら、御判断いただくものと考えております。

例えば、自分だけでは判断がつかかねるといふ、持病を有する方、体調面で問題のある方、服薬中の方などは、かかりつけ医に事前に相談いただくことが肝要かと思っております。

また、先ほどのアンケートにおいても、接種を希望しない理由として、副反応に対する不安が多く挙げられているとのことでありましたが、コロナウイルスワクチ

ンに限らず、ワクチン接種全般について言えることではありますが、統計的に見ても、一定の副反応はどうしても発生することとなります。一般的な注射部位の痛みから、極まれな重篤なアナフィラキシーショックまで、症状は様々ですが、コロナウイルスワクチン接種で、どのような副反応が、どの程度の頻度で発生しているかにつきましては、先行する海外の状況を既に厚生労働省がホームページに掲載しておりますし、国内での医療従事者の先行接種、優先接種の状況も随時、公表されております。

また、3月6日には、県に新型コロナワクチン専門相談・コールセンターが開設されており、接種後の副反応や医学的知見が必要となる専門的な相談を受け付けておりますので、是非こちらの御活用をいただきたいと思っております。

町といたしましては、安易に接種者数を増やすためだけの広報を行うのではなく、町民の皆様が接種にあたっての情報入手が行いやすくなるよう、ホームページでのリンクや、接種券送付に併せたチラシなどで、周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、コロナ関係の質問を頂いておりますが、コロナ関係につきましては、日々新たな情報や情報の修正・変更などがございますので、これまでの答弁は、あくまで現時点での見込みであることを御了承いただきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 休憩します。再開は、午後1時に再開しますのでよろしくお願ひします。

午前11時56分小休

---

午後0時57分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

議会運営委員会を開きますので、小休します。

午後0時58分小休

---

午後1時6分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま、議会運営委員会を開きまして、午前中の一般質問の件でいろいろと検討をしました。質問者の通告内容が少し質問内容と項目がちょっと違う部分があったのと、それと、一問一答を守っていただきたい。それと、消化できなかった項目もありましたので、そういうことがないように、1時間しかありませんので、今の

ところ。どうしても時間が足りないというのであれば、今後の検討課題になりますけども、今のところは1時間以内となっておりますので、その間に消化できるようにお願いしたいと思います。議運で決まり、そして、全員協議会でもきちっと発表させてもらっておりますので、これを守っていただくようお願いしたいと思います。

林議員、何か御意見ありますか。

林茂君。

●11番議員（林茂君） 最後の地球温暖化対策についての質問通告書を出していたにも関わらず、質問できませんでした。答弁の準備をしていただいた理事者の皆さんには、御迷惑をお掛けいたしました。心からおわびいたします。

〔奥村議員、「答弁のことやって言わなあかんでないかだ。」の声あり〕

〔聞き取れない声あり〕

---

○議長（西川良夫君） それでは、午前中に引き続いて一般質問を行います。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、町施設対応について伺います。主に文化ホールの対応について伺います。文化ホールの稼働状況はどうなっているか。

○議長（西川良夫君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤孝公君登壇〕

◎社会教育課長（近藤孝公君） それでは、町施設の対応につきまして、御答弁をさせていただきます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月2日から5月25日まで、及び令和3年2月11日から2月26日までの期間、文化ホールエリアの使用を中止しております。

また、事業実施に当たりましては、自主事業・貸館事業ともに、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益社団法人全国公立文化施設協会）」や内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長からの通知をもとに文化ホールの事業実施の基準等を作成して運用をしております。

なお、貸館事業におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにイベント等の開催を自粛される場合は、キャンセルを随時受付をしております。

稼働状況でございます。令和元年11月に開館をし、主催公演や貸館等、各種事

業を開始いたしました。令和2年10月からは庁舎4階のコミュニティーセンターで実施していた教養講座についても、文化ホールに場所を移して実施しております。

施設稼働率については、開館から令和3年2月末（施設の使用中止期間を除く）までで施設稼働率は92パーセントと大変高く、部屋ごとでは特に会議や展示など多目的に使用できる交流室は人気があり、稼働率は64パーセントとなっております。

また、文化ホールの来館者は、開館から2月末までで、延べ28,745人、来館者の内訳は、文化ホールの自主事業が20公演で7,615人、貸館事業が646件で20,030人、教養講座は14講座開講しており受講生は116人（延べ1,100人）となっております。

なお、この期間に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため貸館がキャンセルとなった催しが100件、使用日が変更となった催しが16件ございます。今後も町民の方々の文化振興の拠点としての役割を果たしてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、感染症対策はどのようにしていくか伺います。

○議長（西川良夫君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤孝公君登壇〕

◎社会教育課長（近藤孝公君） 感染症対策について、御答弁を申し上げます。

感染症対策としては、国等からの通知や公的団体等から示されるガイドライン等を基に文化ホールの事業実施の基準等を作成し運用をしております。

具体的には、全般的なこととしてマスク着用の徹底、検温の実施、こまめな換気、入場者制限及び入退場の指導による3密の回避、使用者名簿の提出による来場者の調査、施設内の共有スペースの手すり等、来場者が手で触れる部分の定期的な消毒、貸館による使用があった施設の机や椅子の消毒、接触確認アプリ等への登録依頼などです。

また、特に大ホール・小ホール・あいずみモール・あいずみ広場の貸出にあたっては、事前打合せ時に感染防止対策に係る資料の提出を求めるなど、個別の使用条件を課して対策の徹底に努めております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、1月に行うことになっておりました成人式はいつ実施するのか伺います。

○議長（西川良夫君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤孝公君登壇〕

◎社会教育課長（近藤孝公君） 成人式はいつ実施するのかということについて御答弁を申し上げます。

全国での新型コロナウイルス感染症やその重症者が過去最多人数を更新するなど、予断を許さない状況にあったこと。また、県内外から多くの参加者が見込まれる成人式は、当日の会場や成人式前後のシーン、帰省者との交流や多人数での会食等における感染拡大リスクを払拭することができないこと。さらに、参加者や関係者などの健康と安全を最優先に考えた上で、延期としました。

現在では、さらに変異ウイルスによる感染拡大への懸念等、依然として感染拡大リスクを完全に払拭できていない状況にあるため、成人式開催については、さらなる検討を要すると考えており、開催時期については未定です。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、避難所の新型コロナ対策について、コロナ対策として、どのようなものを備蓄しているか、また、今後購入するものはどんなものか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは、小川議員さんの避難所の新型コロナ対策について、どのようなものを備蓄しているのか、また、今後購入するものについて、御答弁をさせていただきます。

本町の指定避難所での新型コロナウイルス感染症対策として、備蓄をしているものにつきましては、簡易パーティションが286張り、災害用折りたたみベッドが43台、不織布マスクが11万9,350枚、ウエットティッシュが1万個、アルコール消毒液が824リットル、個人防護具が460セット、パルスオキシメーターが4個、非接触型体温計28個となっております。

今後の購入でございますが、消耗品的なものにつきましては、ローリングストックに努めまして、現数を維持するとともに、特に、簡易パーティション、災害用折りたたみベッドの備蓄数増強を図ってまいりたいと考えております。

これらの備蓄品につきましては、国、県の補助金や交付金を活用しながら、効果的に整備を進めており、町民の皆様が安心して避難所生活を過ごせるよう今後とも内容の充実を図ってまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、商工業対策として、あいずみ活性化プレミアム商品券事業、事業継続支援金給付金事業、リフォーム補助事業等を行ってききましたが、第2弾を行う考えはありませんか。伺います。

○議長（西川良夫君） 高木建設産業課長。

〔建設産業課長 高木律生君登壇〕

◎建設産業課長（高木律生君） 御質問の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、地域経済・住民生活支援としてあいずみ活性化プレミアム商品券事業を令和3年9月末日まで継続して実施いたします。なお、事業継続支援金給付事業とリフォーム補助事業については終了しております。令和3年度については、現在のところ予定しておりません。今後についても、感染拡大の状況や消費経済活動、並びに国・県の動向を注視してまいりたいと考えております。

なお、議会全員協議会でも御説明したとおり、新型コロナウイルス感染症対策応援事業としてがんばるペアレント支援事業やノーマライゼーション推進支援事業を計画しております。新型コロナウイルス感染拡大等の影響で失業など経済的に生活面で大きな影響を受けているひとり親世帯や障害者手帳等の保有者を対象に、町内で使用できる1万円分の商品券を給付し支援してまいりたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 今後行う事業の内容を伺いました。県下から見ますと、牟岐町では、新型コロナの影響で売り上げが落ち込んだ町内の店舗などを支援するため1人当たり1万5,000円の商品券を全町民に配る。また、吉野川

市、小松島市も購入額5,000円で1万円の買い物ができる商品券を発行すると。阿波市も地域商品券として、昨年につき、がんばる事業者応援する券6,000円分の商品券を無料で配るとの報道がされております。本町も全町民に対して商工業者を助けるような政策も考えていただきたいと思います。

次に、学校教育について伺います。学校における、いじめの現状と対策はどうなっているか。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） いじめの現状と対策はどうなっているかという御質問にお答えをいたします。いじめの問題は学校教育にとっての最重要課題の1つである人権教育に関わる問題です。いじめの問題は見えにくいものとして認識されています。ですから、まず発見すること、その上で指導していくということが肝要だと思います。町内では各校年2回、市販の質問紙による学級集団の状況調査を行い、また、毎学期、無記名又は記名のアンケート及び日記の記述によって、つらい思いや心身の被害に当たるような経験がないかリサーチをしております。

その中で僅かでもいじめの傾向が疑われる事例があれば、当事者である児童・生徒への聞き取りなどを行っています。毎年各校とも数件の事例が確認され、解消へ向けて指導を行い、一部の経過観察を含め解消できている状況が報告されております。

また、各校とも児童会や生徒会の中に、いじめ防止委員会を立ち上げて、児童・生徒が主体となる活動を進めております。今般のコロナウイルス感染症の拡大に係る誹謗中傷が社会的な問題となっていることについても、これを機会と捉えて人権感覚を育てるべく取り組んでいるところであります。

一方、子供への教育が社会の風潮や大人の言動からの影響で阻害されることが多々あるというのも事実であります。学校からの保護者啓発も含め社会教育の重要性を改めて痛感しますので、その方向からの取組も一層充実させる必要があると考えております。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、いじめを早期発見し、対応するためLINEを始めとするSNSやアプリを活用した、いじめ通報システムを導入する考えはな

いか伺います。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） いじめの早期発見のためのSNSの利用についての御質問にお答えいたします。

既にSNSを活用した青少年対象の相談活動については、国を始め県内でも総合教育センターの特別支援・相談課がLINEによる相談を行っています。その他、電話相談やメールでの相談は各市町村の様々な機関で行われております。一昨年度本町の教育委員会内に開設した青少年相談室でもメールアドレスを提示して相談を受け付けております。今のところ保護者の利用があるものの児童・生徒からは入っていない状況です。児童・生徒へのメール相談の利用について、周知していきたいと思っております。

SNSの利用については、教育委員会と学校でその弊害から子供を守るという取組も行っております。今後、SNSにつきましてはそのメリット、デメリットについて検証しながら、いじめ解消に関わる活用の可能性について検討していきたいと思っております。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 今年度は、遠足・運動会・宿泊訓練など、ほとんどの学校行事が中止になったが、新学期からの行事の見直しはどうなっているか伺います。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 小川議員さんの新学期からの学校行事の見直しについての質問にお答えいたします。

修学旅行、運動会、宿泊学習等の大きな行事につきましては、各学校ともできることを前提に年間計画に位置づけることとしております。今後、状況を見ながら開催の可否を決定し、実施時期及び実施方法について検討していくこととなりますが、現段階で決定していることはほとんどありません。

なお、PTA関係行事ですが、家庭訪問については、幼・小・中とも学年当初の時期に家庭でなく学校での保護者との個人懇談を持つこととし、また、1学期中に、

対策を十分とりながら授業参観の機会も持つこととしております。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、阿南市や北島町では、各小中学校に蛇口に触れなくても良い自動水栓装置を整備するとのことですが、本町においても感染予防のために触れずに手が洗える自動水栓を小中学校の手洗い場に設置してはどうか。伺います。

○議長（西川良夫君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 小川議員さんの感染予防のために触れずに手が洗えるような自動水栓を小中学校の手洗い場に設置しては、について答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルスの流行による非接触ニーズの拡大を背景に感染予防のために触れずに手が洗えるような自動水栓を小中学校の手洗い場に設置してはとのことですが、小中学校の手洗い場の設置個数としましては、全体で1,400個程度の個数がございます。現在の蛇口から簡易的な乾電池タイプの自動水栓に交換するとしても、1個6万円必要で、交換費用は別途となりますが、小中学校全体で、8,400万円程度となる見込みでございます。そのため、今年度、学校教育施設長寿命化計画策定業務を行っておりますので、今後、長寿命化計画に基づき国庫補助事業である大規模改造工事に併せて、現在の蛇口から自動水栓に交換できるかどうか検討してまいりたいと思います。

なお、令和3年度で改修を予定しております4小学校のトイレについては、自動水栓を導入予定でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、学校での感染対策と教室の換気対策はどのようにしているか伺います。

○議長（西川良夫君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 学校での感染対策と教室の換気対策はどのようにしてい

るかについて答弁をさせていただきます。

まず、学校での感染対策ですが、文部科学省や県教育委員会等の通知に基づき、新型コロナウイルス感染症マニュアルと感染症対策チェックリスト、教職員用と児童用を作成しております。感染症マニュアルでは、登校前から下校まで日課に応じて、検温、マスク着用の確認、手洗い・せきエチケット、消毒等の徹底など綿密な対策を立てて健康管理を行っています。感染症対策チェックリスト教職員用・児童用では、新型コロナウイルス感染症マニュアルに記載した対策が、毎日、計画的に、継続的に実施できているかチェック表で確認をしております。

次に、教室の換気対策ですが、寒い日も暖房を入れながら、授業中は常時対角線の2か所の窓を開けて換気を行い休み時間はドアを全開にして空気の入れ換えに努めております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、先生や児童が感染した場合、誹謗中傷が、また、いじめがないためのような対策や指導はどのようにしているか伺います。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 感染者が出た場合の誹謗中傷やいじめがないような対策はという御質問だったと思います。先ほど、いじめ対策の御質問でもお答えしたとおり、いじめを人権教育の重要な課題として捉えて取り組んでおります。児童・生徒や教職員等が感染して一定期間休んでいる間に、感染者が特定されている場合は、復帰したときの対応について共に考える機会を持つこととしております。また、特定することが適切でない場合は、一般的な問題として感染者の心情の理解と周囲のとるべき態度について学習する機会を持つこととしております。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 最後に、高齢者対策について伺います。12月議会に、免許証返納者にタクシーチケットの配布を試験的に行うとのことでした。質問では、免許証返納者に限らず75歳以上の方に配布してはと聞いておりましたが、町長の所信表明では、高齢者の移動手段の確保として、75歳以上のみの世帯に対

して5,000円分のタクシーチケットの配布を行うとのことでしたが、これ対象者は何人いるか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 小川議員さんのタクシーチケットの交付の対象人数ということでございますが、現在のところ対象者がおおよそ1,500人を見込んでおります。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 1,500人を見込んでいたということでしたが、この答弁によりますと75歳以上のみの世帯ということで、75歳以上の方がおいでも、家族といる場合、これは支給しないということと思うんですが、どうしてこのようになったか、伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 小川議員さんの再問で75歳以上のみになぜなったかという質問でございますが、家族で子供等の家族が同居している場合、その家族が車を所有し、送迎できる可能性があることから高齢者のみの世帯を対象としているものでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 家族がいた場合は、家族が送れるというような答弁でありましたが、ほとんどの方は仕事に行っておられるので、昼間は病院に送るとかいうたら、なかなか休んで行かなきゃいけないという状況もあります。75歳以上の方、均一に配布してはどうかと思います。検討をよろしく願いいたします。

町長は昨年12月議会において、地域公共交通の在り方について検討を行っている交通ニーズ調査や交通事業者への聞き取り調査、新たな移動手段の費用対効果等について、今年度中にまとめるとのことでしたが、どうなりましたか。伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 小川議員さんの御質問に御答弁させていただきます。

現在、地域公共交通についての在り方の検討計画を現在作成中でございます。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 現在、検討中ということでありましたが、やはり高齢者の多くがコミュニティーバスを望んでいるというような声もアンケートの結果が出ておりますので、町民が、多くの人々が求めるようなバスの導入を検討していただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（西川良夫君） ここで小休いたします。

午後1時38分小休

午後1時43分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、4番議員、永浜浩幸君の一般質問を許可いたします。

永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問を一般質問通告書により質問を行います。理事者におかれましては、明確な答弁をお願いいたします。

最初に、藍住町歴史館藍の館について質問いたします。平成元年8月1日に藍住町歴史館藍の館として開館しました。阿波藍の歴史・製法などを詳しく展示しており、藍染め体験も手軽にチャレンジできることから、平成16年から令和元年までは全国から例年3万人余りが訪れています。令和2年は、コロナ禍により入館者数は減少していますが、それでも1万人を超えております。地元小学生がボランティアで館内を案内したり、館内でいろんな催しを開催したり、他のイベントに参加したりと入館者数を増やし、藍住町の観光の拠点となっています。また、藍色は日本の色、ジャパンプルーとして徳島県は藍染料薬の日本一の生産地として阿波藍の魅力が全国に広がりを見せています。気軽に藍染め体験ができる藍の館、藍のブームがおきている今ですが、令和3年3月31日に休館いたします。休館の経緯の説明をお願いいたします。

○議長（西川良夫君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤孝公君登壇〕

◎社会教育課長（近藤孝公君） それでは、休館の経緯につきまして、御答弁をさせていただきます。

藍の館の入館者数は毎年3万人程度で推移をしていましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、入館者数は大きく落ち込み、昨年の3月から5月末までの休館や、また、先月の町内でのクラスターを受けて2週間程度の休館もあり、2月末までで9,745人と、1万人を割っています。現状では、多くの観光客の来館は見込めず、また、各種イベントを開催して多くの観光客等を集めることは感染拡大防止の観点からも望ましくないと考えられます。現在、日本においてもワクチンの接種が始まりましたが、英国の医療調査会社の調査によると、日本で集団免疫の獲得により、日常が復帰する時期は2022年4月と予測されています。

また、多くのインバウンド消費が見込まれる中国では、2022年10月と予測され観光による活発な消費活動が戻るには、1年以上掛かることが見込まれています。

また、藍の館は平成元年度の開館以来、30年が経過していますが、今まで大きな改修は実施しておらず資料館の設備等も老朽化してきているため総合的な点検や整備が必要となっています。さらに、奥村家住宅についても、南海トラフ地震に備え耐震診断や耐震工事が必要であるなど、様々な課題を抱えています。このような課題を確実に解消するには、一旦、休館する必要があると思います。休館する時期はコロナ禍で来館者が見込めず来館を促進することを望めない今春からが最適であると考えています。このため、この度2年間をめぐりに藍の館を休館し、総合的な点検や整備を行うこととしたものです。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 答弁を頂きました。藍の館の休館中なんですけれど、藍染め体験などの問合せがあった場合に、町内で体験できる事業所等の御紹介っていうのはしていただけるかどうか。お願いいたします。

○議長（西川良夫君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤孝公君登壇〕

◎社会教育課長（近藤孝公君） 休館中の施設紹介について答弁をさせていただきます。町内には、藍染め体験ができる事業所、染色工場などがありますので、その

施設を紹介したいと思います。また、町外にも藍染め体験施設は数多くありますので、それらの情報も併せて紹介できるものと思います。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 続きまして、すみません、藍の振興についてお伺いしたいと思います。藍の館では友の会45名が毎月、藍染めを体験していました。この藍染めを体験している方々が藍の館が閉館ということで体験ができなくなるっていうのと、また、今月中に竣工する、あいずみ藍工房、こちらのほう、それぞれの活用について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（西川良夫君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤孝公君登壇〕

◎社会教育課長（近藤孝公君） 藍の館とあいずみ藍工房の活用について、答弁をさせていただきます。藍の館の設置目的は、藍の資料を収集・保管及び展示し、一般公衆の観覧と活用に資することにより、町文化と産業、観光の発展を図ることです。それに対し、あいずみ藍工房の設置目的は、藍の魅力発信とともに地域住民を始めとして、様々な世代同士の交流を深めることを目的としています。つまり、藍の館においては、資料館としての役割、観光施設としての役割があり、あいずみ藍工房は藍を町民に身近に感じていただき、世代間交流に寄与する役割があります。それぞれが役割を担いながら、互いに発展するよう活用していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 続きまして、日本遺産に認定された「藍のふるさと阿波～日本中を染め上げた至高の青をたずねて～」、こちらのほう、高橋町長は藍のふるさと藍魅力発信協議会会長でもあります。藍の館は観光施設として拠点となっている藍の館が休館ということになります。それにつきまして、今後どういうふうなこちらのほうを進めていくか、御説明ください。お願いします。

○議長（西川良夫君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤孝公君登壇〕

◎社会教育課長（近藤孝公君） 日本遺産の今後についてということで、御答弁をさせていただきます。御存じのとおり、「藍のふるさと阿波～日本中を染め上げた

至高の青をたずねて～」のストーリーは令和元年5月20日に日本遺産の認定を受けました。認定後、このストーリーを構成する文化財を整備、活用することで、藍の魅力を発信し、それぞれの地域がお互いに交流を深め、地域の活性化に寄与することを目的として本町を始め、吉野川中下流域の9市町と5つの民間団体で藍のふるさと阿波魅力発信協議会を設立いたしました。協議会では、資料の調査・研究による阿波藍の価値の顕在化、情報発信拠点の整備と観光客の受け入れ体制の整備、藍の魅力や情報の発信、藍を活用した地域おこしを4つの柱として取組を進めています。今後は、この地域を訪れる方々が、高い満足度を得ることができる地域づくりを目指し、様々な取組や人づくり、仕事づくりにつなげ、持続的に発展する地域を形成するための事業を協議会で検討し、その中で本町の役割を担っていきたくと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） ありがとうございます。希望といたしまして、何よりこの大好きな藍住町の魅力をどんどん発信していただきたいと思います。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川良夫君） ここで小休いたします。

午後1時56分小休

午後2時1分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、1番議員、前田晃良君の一般質問を許可いたします。

前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） マスクをはずさせていただきます。

議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

この1年間はなんと言っても、新型コロナウイルスでありまして、日本中の社会、経済、日常の生活がコロナの影響を受け続けているという状況であります。

本町におきましても例外ではありませんので、コロナに関する質問を何点か行いたいと思います。もちろん、PCR検査とか、陽性者の確認、接触者の特定、陽性患者の入院などについては、県の所管になっていることは十分承知しておりますので、答えられる範囲での答弁をお願いします。

まず、昨年2月末に町内在住の方が無症状の陽性であることが確認されました。これは確か四国でも一番最初でなかったかと思います。その後は、あまり藍住町内での感染者はいなかったと思いますが、今年に入り、町内医療機関でのクラスターや、町職員にも感染者が発生しております。

これまでの町内での感染者の発生状況や、その状況に応じて町が感染拡大防止に向けどのような対応を取ってきたのか、お聞かせください。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 前田議員さんの新型コロナウイルスの町内における発生状況とその対応について御答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の町内での発生状況につきましては、昨年2月25日に徳島県内で初めての感染者が、藍住町で確認され、以降、町内では、本年3月14日、昨日現在でございますが、合計で32例の感染者が確認をされております。月別で申し上げますと、令和2年2月が1名、7月が1名、8月1名、令和3年1月が6名、2月が23名とクラスターの影響からか、特に本年2月の感染者の確認が多くなっています。

本町では、1例目の感染者の発生当初から、町民の皆様への安全・安心を第一に、また、初めて経験するウイルスへの感染に対する不安を払拭するため、その時々の状況に応じて、感染拡大防止対策を実施してまいりました。

具体的には、昨年2月26日に町長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、対策本部会議を開催し、学校など町施設の休業、町主催イベントの延期や中止、町民の皆様への感染予防対策の周知などについて、決定してまいりました。

また、国の緊急事態宣言や基本的対処方針、県の対策本部会議や基本的対処方針などに呼応し、その時点で感染拡大防止に最も有効と考えられる対応を実施し、これまで20回の対策本部会議を開催し、現在も、その体制を維持しているところであります。

先日、町職員の感染確認があった際には、関係部署の閉庁、確定申告相談の中止を決定し、ホームページや藍メールで町民の皆様にご周知した上で、直ちに庁舎内の消毒作業を行うなど、保健所とも連携しながら感染拡大防止と併せて役場の業務継続に極力影響が出ないよう対応を実施したところであります。

さらには、緊急かつ重要な情報を町のホームページや藍メール、ヤフー防災アプリで町長メッセージとして広く発信し周知することにより、感染拡大防止に努めてまいります。

また、町民の皆様に対して、感染された方や医療従事者、その方々の家族などに対する不当な差別的取扱いをしないよう、人権に配慮した行動を促すため町のホームページや藍メールで周知するなど町内で初めて感染者が確認されて以降、継続して取組を実施しており、このような取組は、県内では県、市町村を含め最初であったと承知しています。

なお、2月20日以降は、本町での感染者の確認はされておりませんが、引き続き気を緩めることなく対応に当たってまいります。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） 御答弁を頂きました。やはり、クラスターが続いたことにより、町内の感染者が増えたということかと思いますので、再問させていただきます。

クラスターに関係する町民の感染状況と、県の所管になると思いますが、クラスターを封じ込めるといった視点で、町内医療機関などのPCR検査を行ったというような話も聞きますので、そのへんの内容が、もし答弁できるのなら、お願いしたいと思います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 前田議員さんの御質問の藍住町民が関係するクラスターについて御答弁させていただきます。クラスターについての御質問でございますが、一部の感染者から特定の集団内で感染が拡大する、いわゆるクラスターが、これまで全国各地で報告をされております。

徳島県内では、これまでに11例のクラスターが確認されており、そのうち、藍住町在住の方が関係するものは4例でございます。合計で24名の感染が確認されております。1例目は専門学校関連で4名、2例目が高等学校関連で5名、3例目が町内の医療機関関連で11名、4例目がスポーツクラブ活動関連で4名となっております。

クラスターの発生は、基礎疾患のある方、また特に重症化リスクの高い高齢者の方に感染が一気に拡大する可能性がありますので、早期の封じ込めが肝要であるといわれております。このため県においては、国から示されている検査の指針を踏まえ、町内の医療機関で発生したクラスターに関連して、町内の医療機関、高齢者施設に勤務する方の検査を実施したと聞いております。

なお、この検査における町民の方の感染についての連絡は受けておらず、現時点では感染拡大は発生していないものと考えております。

本町といたしましては、引き続き県や関係機関と連携しながら、クラスター対策を含め感染拡大防止策について、積極的に取り組んでまいりたいと思います。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） クラスターの状況などの御答弁を頂きました。

2月20日以降は町内の感染は発生していないとのことですので、ひとまずは安心しておりますが、いつ、どのような発生があるかもしれません。

封じ込めなどの対応は、やはり、保健所を有する県の所管になると思いますが、町としても連携を図りながら対応をお願いしたいと思います。

質問を続けます。1月頃からマスコミの取扱いは、感染そのものよりコロナワクチン接種に関する話題が大変多くなっていると思います。菅首相が「コロナ対策の切り札」と述べており、国や各自治体はその準備に奔走している状況ではないかと思えます。16歳以上の全国民にワクチン接種を行うという、これまでにない一大事業を行うわけでありまして、情報が少ない中、マスコミにも「実施主体となる市町村の混乱は必至」という報道もよく見かけました。

こうした中、2月中旬にファイザー製ワクチンの薬事承認が下り、2月17日からは医療従事者の優先接種が開始されて、3月4日からは徳島県内でも医療従事者等の優先接種が開始されております。4月以降は、高齢者の優先接種が開始される予定となっております。本来であれば、ここで高齢者の優先接種についてお尋ねしようと思いましたが、小川議員が先に質問されましたので、割愛させていただきます。次の医療従事者の優先接種について、質問いたします。

医療従事者は、せきや発熱のある患者を診るわけでありまして、その中にはコロナに罹患している方がいる可能性も当然あります。つまり、医療現場は陽性者と

接触する可能性が高く、また、病院でのクラスターが発生すれば、その影響は大きいものになります。

また、町内の高齢者や一般の方にワクチン接種を行うのは、町内の医療従事者となりますので、医療従事者に優先して接種を行うことは理にかなっていると思うわけであります。先般の全員協議会において、町内の医療従事者は約1,000人との報告を受けました。県内では、既に医療従事者の接種がスタートしておりますが、町内の状況はどのようになっているのか、お尋ねします。

○議長（西川良夫君） 江西健康推進課長。

〔健康推進課長 江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君） ただいま前田議員さんから町内における医療従事者等の優先接種はどうなっているのかという御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、2月17日から東京都などで、ワクチンの安全性調査を兼ねた医療従事者の先行接種が開始されており、約4万人が対象とされておりますが、県内の医療従事者は、この対象には含まれておりません。次のステップであります医療従事者等の優先接種につきましては、医療機関、調剤薬局、歯科診療所、訪問看護ステーションに勤務されている職員、新型コロナウイルス感染症に接する業務を行う保健所職員、患者を搬送する救急隊員などが対象とされております。対象者数は、全国で約470万人、県内では約3万7,500人であり、3月4日から県立中央病院の職員や徳島大学病院の職員などの接種が開始されております。

本町におきましては、県医師会、県薬剤師会、県歯科医師会などの調査により、現時点では、医療機関29か所、調剤薬局13か所、歯科診療所19か所、訪問看護ステーション6か所に勤務されている職員約1,000人が対象となります。

接種の方法につきましては、接種可能機関として、町内22の医療機関に連携型接種施設として登録いただいております。この連携型接種施設が自施設の職員の接種及び他施設の医療従事者の接種の受け入れを行うこととなります。対象者約1,000人を22の連携型接種施設に割り振る作業は、町において既に終えており、県及び各団体に報告しているところであります。

接種に要するワクチンにつきましては、板野郡内では、国立病院機構東徳島医療センターが、ワクチンをディープフリーザーで保管できる唯一の基本型接種施設となりますので、東徳島医療センターから、郡内各町の連携型接種施設に配送される

こととなります。

課題となりますのは、ワクチンの配給量であり、3月中に本県に配給されるワクチンは、各週3,900回分、1か月合計で1万5,600回分となる見込みであります。1人2回接種を考えると7,800人分、対象者全体の20パーセントに留まることとなります。

したがって、県立中央病院や徳島大学病院といった12の基本型接種施設の職員を優先して接種を行い、その後、各市町村の連携型接種施設への配送が行われるものと想定しており、現時点では、藍住町内の医療従事者がいつから開始できるかは、申し上げることができませんが、国においても、配給量を拡大していく方向で調整しており、めどが立ち次第、順次、開始できるものと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） 質問を続けます。

接種については、どうしても一定数、「接種をしたくない。」また「接種をためらう。」という方がおられます。小川議員の質問に対する答弁の中にもありましたが、1番の心配は接種後の副反応だと思います。コロナワクチンは筋肉注射でありますので、皮下注射よりは、痛みや腫れがあると思われれます。

また、先行している海外での接種では、疲労や頭痛などの症状がある程度の確率で報告されていたり、また、極まれにアナフィラキシーと呼ばれる重篤なアレルギー反応があると言われております。接種会場において、こうした副反応への対応はどのように行うのか。また、万が一、後遺症などが残った場合の補償などはどのようにしているのか、お尋ねいたします。

○議長（西川良夫君） 江西健康推進課長。

〔健康推進課長 江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君） 前田議員さんの新型コロナウイルス感染症関係で、ワクチン接種における副反応の対応はどうなっているのかについて御答弁させていただきます。

一般的に通常のワクチン接種においても、熱が出たり、接種部位が腫れたりする副反応がおきることがありますが、これは、免疫を活性化させる主反応が起きている裏返しとも言われております。ファイザー社製の新型コロナウイルスワクチンの

副反応につきましては、先行するアメリカでの約100万人の接種データによりますと、接種部位の痛みが67.7パーセント、疲労が28.6パーセント、頭痛が25.6パーセント、筋肉痛が17.2パーセント、発熱が7.4パーセント、関節の痛み、悪寒、吐き気、腫れがそれぞれ約7パーセントとなっております。問題となりますのは、注射後、早期に起こる重篤なアレルギー反応であるアナフィラキシーショックであり、アメリカでは、ファイザー社製ワクチンの接種100万回当たり、4.7件発生しているとのデータが報告されております。

また、日本での医療従事者等への先行接種、優先接種においては、3月11日時点ですが、接種約18万回中、36例のアナフィラキシーが報告されております。ただ、どの程度までアナフィラキシーショックと捉えるのか、判断基準も異なりますので、一概には比較できないとの意見もございます。

対応といたしましては、国の指針により、接種後は接種場所において、15分から30分程度の経過観察を行うこととなります。万が一、重篤なアナフィラキシー症状が表れた場合は、その症状や程度によるとともに、接種にあたる医師の判断にもなりますが、アドレナリンの注射や酸素吸入、生理食塩水の点滴などの対応をとるとともに、場合によれば病院搬送も行うことになると考えております。医療機関ではこうした対応は可能かと思いますが、仮に集団接種を行う場合は、応急措置用の医療資機材を配備していく必要がありますので、その際は町医師会、接種医療機関とも協議を進めてまいります。

また、仮に、ワクチン接種の副反応により、医療機関での治療が必要となったり、障害が残るといった健康被害が発生した場合は、予防接種法に基づいた国の健康被害救済制度により、医療費や障害年金等の給付が受けられることとなります。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） 御答弁を頂きました。

最初にも申し上げましたが、これまでにない大規模なワクチン接種ということで、医療機関にとっても、行政にとっても、かなりの負担になっていると思います。それだけ、接種に向けては、課題も多いと思うわけであります。最後の質問ですが、もう間もなくすれば、接種が開始されると思いますが、今後、ワクチン接種に関して、どのような課題が想定されているのか、お聞きします。

○議長（西川良夫君） 加藤副町長。

〔副町長 加藤弘道君登壇〕

◎副町長（加藤弘道君） コロナワクチン接種の今後の課題についてであります。コロナワクチンは、今年度初めて開発されたワクチンで、開発期間も異例の短さであることから、接種を行う医師及び接種を受ける国民双方に不安があることはやむを得ないものと考えております。一方、現時点では、新型コロナウイルス感染症の確たる治療薬が開発されていない以上、コロナを抑え込むためには、ワクチン接種に期待するというのが、今の世界中の認識ではないかと、このように考えております。町といたしましては、1月下旬にプロジェクトチームを設置し、接種準備を進めているところではあります。やはり1番の課題は、ワクチンの供給量であります。接種体制について、日々、協議や調整、シミュレーションを行っておりますが、完全予約制で実施され、なおかつ、3週間程度あけて2回接種を行うという性質上、いつ、どれだけの分量が本町に配給されるかが一定程度先まで見込めていないと、具体的な体制の組みようがないというのが実情でございます。例えば、65歳以上の高齢者の接種については、当初は国の方針では、一斉に行うこととなっております。しかしながら、ワクチンの供給量はかなり少ない見込みとなったことや、国会等において、高齢者の優先接種に当たって、その中でもさらに優先順位を各市町村で実情に応じて決めてもらいたい旨の大臣発言があったことから、3月4日の夜、町医師会との協議の中で急遽本町では高齢者入所施設等の入所者から接種を行うこととし、翌日の3月5日、議会全員協議会で報告をさせていただいたところであります。このように、非常にタイトな調整の中での判断や1週間前と今とでは状況や情報が大きく変化しているということはこれまでも多々ございました。我々といたしましても、その都度に考え方、それから方針の修正を余儀なくされ、議会や町民に確たる情報がなかなか提示できないということを非常にもどかしく感じているところであります。今後におきましても、約20の町内医療機関で接種が開始された際、町に配備されているディープフリーザーから、いかに効率的にワクチン輸送を行うか、または、接種場所が多いほどワクチンのロスが発生しやすくなるが、どの程度まで抑えられるか。国がワクチン接種を管理する2種類のクラウドシステムを構築しようとしておりますが、その入力に接種施設側がどの程度の負担を強いられるのか。

また、ファイザー社製ワクチンは、一般的なシリンジでは、1バイアル当たり5人分しか取れないとされていますが、6人分取れるシリンジ、また、7人分取れるシリンジというものも報道されており、これらが流通しだした際には混乱が生じないのか、今度、アストラゼネカ社製やモデルナ社製のワクチンが承認された場合、ファイザー社製を含め、保管方法や扱いの異なる3種類のワクチンが供給されることとなりますが、その整理をどのように行うのかなどの様々な課題が想定をされております。もちろん、こうした課題は本町だけではなく全国共通のものであります。今後とも関係機関との十分な意思疎通、綿密な連携のもと、その一つ一つの詰めを行い、円滑なワクチン接種に向け最大限の努力を払ってまいりたいと、このように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） 答弁にもありましたように、新型コロナウイルスは、現在はまだ確たる治療薬がありませんので、どうしてもワクチンに対する期待が高まることとなります。法律上は、接種は努力義務とされているようですが、接種対象者となっている我々も、正しい情報を把握し、冷静な判断のもとで接種を行う必要があると思います。

また、まだまだ見通せない多くの課題もあるということがよく分かりました。理事者、医療機関の方々は、今後も大変な御苦労があると思いますが、是非、接種がスムーズに、できるだけ混乱のないように実施できるよう、今後とも取組を進めていただきたいと思います。以上で、一般質問を終わります。

---

○議長（西川良夫君） 以上で、通告のありました5名の一般質問は終わりましたので、これをもちまして一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。議案調査のため3月16日から3月22日までの7日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、3月16日から3月22日までの7日間を休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は、3月23日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。

本日は、これをもって散会といたします。



令和3年第1回藍住町議会定例会会議録（第3日）

令和3年3月23日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	竹内 君彦	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	米本 義博	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	平石 賢治
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 谷渕 弘子                      主幹 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	加藤 弘道
監査委員	林 健太郎
教育長	青木 秀明
教育次長	藤本 伸
会計管理者	大塚 浩三
総務企画課長	梯 達司
福祉課長	近藤 政春
税務課長	齊藤 秀樹
健康推進課長	江西 浩昭
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	賀治 達也
生活環境課長	東條 芳重
建設産業課長	高木 律生

5 議事日程

(1) 議事日程 (第3号)

- |     |       |   |
|-----|-------|---|
| 第1  | 議第1号  | 令和2年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて    |
| 第2  | 議第2号  | 令和2年度藍住町下水道事業会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第3  | 議第3号  | 令和2年度藍住町一般会計補正予算について                      |
| 第4  | 議第4号  | 令和2年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正予算について            |
| 第5  | 議第5号  | 令和2年度藍住町特別会計(介護保険事業)補正予算について              |
| 第6  | 議第6号  | 令和2年度藍住町特別会計(介護サービス事業)補正予算について            |
| 第7  | 議第7号  | 令和2年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)補正予算について           |
| 第8  | 議第8号  | 令和2年度藍住町下水道事業会計補正予算について                   |
| 第9  | 議第9号  | 令和3年度藍住町一般会計予算について                        |
| 第10 | 議第10号 | 令和3年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)予算について              |
| 第11 | 議第11号 | 令和3年度藍住町特別会計(介護保険事業)予算について                |
| 第12 | 議第12号 | 令和3年度藍住町特別会計(介護サービス事業)予算について              |
| 第13 | 議第13号 | 令和3年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)予算について             |
| 第14 | 議第14号 | 令和3年度藍住町下水道事業会計予算について                     |
| 第15 | 議第15号 | 令和3年度藍住町水道事業会計予算について                      |
| 第16 | 議第16号 | 藍住町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の                   |

一部改正について

- |       |          |  |
|-------|----------|--|
| 第 1 7 | 議第 1 7 号 | 藍住町奨学金貸与条例の一部改正について  |
| 第 1 8 | 議第 1 8 号 | 藍住町国民健康保険条例の一部改正について   |
| 第 1 9 | 議第 1 9 号 | 藍住町介護保険条例の一部改正について   |
| 第 2 0 | 議第 2 0 号 | 藍住町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について   |
| 第 2 1 | 議第 2 1 号 | 藍住町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第 2 2 | 議第 2 2 号 | 藍住町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について                |
| 第 2 3 | 議第 2 3 号 | 藍住町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  |
| 第 2 4 | 議第 2 4 号 | 藍住町消費生活センターの設置及び管理等に関する条例の一部改正について   |
| 第 2 5 | 議第 2 5 号 | 藍住町町民体育館の設置及び管理に関する条例の全部改正について   |
| 第 2 6 | 議第 2 6 号 | 藍住町体育センターの設置及び管理に関する条例の全部改正について  |
| 第 2 7 | 議第 2 7 号 | 藍住町武道館の設置及び管理に関する条例の全部改正について   |
| 第 2 8 | 議第 2 8 号 | 藍住町民テニスコート場設置及び管理に関する条例の全部改正について   |
| 第 2 9 | 議第 2 9 号 | 藍住町福祉に関する条例の全部改正について   |
| 第 3 0 | 議第 3 0 号 | 史跡勝瑞城館跡の管理に関する条例の制定について  |
| 第 3 1 | 議第 3 1 号 | あいずみ藍工房の設置及び管理に関する条例の制定  |

- について
- 第 3 2 議第 3 2 号 藍住町在宅高齢者等福祉事業利用料徴収条例の廃止  
について
- 第 3 3 議第 3 3 号 板野西部青少年補導センター組合から藍住町の脱退  
に伴う財産処分について
- 第 3 4 議第 3 4 号 東部地区広域市町村圏協議会の廃止について
- 第 3 5 議第 3 6 号 藍住町小中学校情報機器整備事業の物品購入変更契  
約の締結について
- 第 3 6 議第 3 7 号 町道の路線認定について
- 第 3 7 議第 3 8 号 町道の路線変更について
- 第 3 8 議第 3 9 号 指定管理者の指定について
- 第 3 9 議第 4 0 号 指定管理者の指定について
- 第 4 0 議第 4 1 号 藍住町教育委員会教育長任命の同意について
- 第 4 1 議第 4 2 号 藍住町副町長選任の同意について
- 第 4 2 選挙第 1 号 藍住町選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 第 4 3 発議第 1 号 議員派遣の件について
- 第 4 4 請願第 1 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健  
康を守るための請願
- 第 4 5 請願第 2 号 「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を  
求める意見書」の採択を求める請願
- 第 4 6 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 4 7 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の  
継続調査申出書について

(2) 議事日程 (第 3 号の追加 1)

- 第 1 発議第 2 号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を  
求める意見書

令和3年藍住町議会第1回定例会会議録

3月23日

午前10時開議

○議長（西川良夫君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（西川良夫君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果について、議長あて報告書が提出されておりますので、御報告いたしておきます。

○議長（西川良夫君） これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、議第1号「令和2年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から日程第39、議第40号「指定管理者の指定について」の39議案について一括議題といたします。

本案については、所管の常任委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

初めに、紙永厚生常任委員会委員長から報告を求めます。

紙永芳夫君。

〔厚生常任委員会委員長 紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから、厚生常任委員会に付託された17議案に対する審査の概要を御報告いたします。

本委員会は、3月8日に開催し、高橋町長ほか関係職員出席のもと、付託された17議案について関係理事者に補足説明を求め、審査を行いました。

委員からの主な質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

議第7号「令和2年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）補正予算について」のうち、後期高齢者医療保険料の歳入について、特別徴収保険料は補正額が1,400万円と増加しているが、普通徴収保険料は1,100万円マイナスとなっている。どのような状況でこのような結果になったのかと質問があり、この保険料については、徳島県後期高齢者医療広域連合が算定をしており、当初の保険料との見込

みに差異が生じたためであるという説明でありました。

議第9号「令和3年度藍住町一般会計予算について」のうち、保育所総務費保育所等整備補助金について、1億4,293万1,000円が計上されているが、国庫補助金等はあるのかとの質問があり、国庫補助金については、国の交付基準額と総事業費の2分の1を比べて低い方が国の補助金となり、負担割合は、国が2分の1、町が4分の1、事業者4分の1となる。財源については、約1億4,000万円の内訳だけで言えば国が3分の2、町が3分の1という割合となっているとの説明でありました。

議第10号「令和3年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）予算について」のうち、保険給付費等交付金の中の保険者努力支援分として1,300万円計上しているが保険者がどのような努力をしたら支援金が出るのか、また、藍住町の評価はどのくらいかとの質問があり、保険者が保険料の徴収であるとか、健康増進をするなどの努力をし、ある一定以上の成果があるものについては交付金の増額があり、藍住町の場合は中間程度であるとのことでありました。

議第11号「令和3年度藍住町特別会計（介護保険事業）予算について」のうち、介護保険料の中で第1号被保険者保険料が5,580万円増額になっているが国庫補助金が1,899万円減額、中でも調整交付金が2,300万円減額となっている。介護保険料が上がる理由と補助金や交付金が減額された要因は何か、との質問があり、調整交付金の減額の理由については、この交付金は給付費の5パーセントが交付されるという国の基準があり、自治体の高齢化率と所得の分布割合によって、国が定めた計算式で算定をしており、この計算式で計算される藍住町の交付率が非常に低いため、基準の5パーセントが給付されずに年々率が下がってきているとの説明でありました。

介護保険料が上がる理由としては、調整交付金の減額分を第1号被保険者の保険料で賄うという仕組みがあること、藍住町も高齢化が進んでおり、今後3年間の認定者数の増加に伴って認定率も上昇する見込みで算定していることが挙げられるとの説明でありました。

審査の結果、付託された17議案については、全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、3月8日に開催されました厚生常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和3年3月23日。厚生常任委員会委員長、紙永芳夫。

○議長（西川良夫君） 小休します。

午前10時6分小休

〔小休中に消毒をする〕

午前10時7分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き会議を再開します。

次に、近藤建設産業常任委員会委員長から報告を求めます。

近藤祐司君。

〔建設産業常任委員会委員長 近藤祐司君登壇〕

●7番議員（近藤祐司君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから建設産業常任委員会に付託された9議案に対する審査の概要を御報告いたします。

本委員会は、3月9日に開催し、高橋町長ほか関係職員出席のもと、付託された9議案を上程後、小休中に付託案件である町道の路線認定等についての現場を視察いたしました。

現場視察終了後、付託された9議案について関係理事者から補足説明を求め、審査を行いました。

委員からの主な質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

議第8号「令和2年度藍住町下水道事業会計補正予算について」のうち、資本的支出について、補正前の額が3億5,403万2,000円で、減額後の額が2億2,981万4,000円となっているが、工事中止による減額なのか、次はいつ実施するのかとの質問があり、中央クリーンステーションの工事を見込んでいたが、今年度は遅れたため、その分を減額している。来年度に実施するとの説明でありました。

町道及び町営団地の放置車両等への対応について質問があり、町道を駐車場代わりに使用している件については、警察と協議し、警察から所有者への指導の結果、現在は使用していない。今後、継続的に町のほうで使用することがないように見極めていきたいと考えているとのことでした。

さらに、高速道路沿いの側道の放置車両については、警察と協議中ではあるが、基本的には、藍住町放置自動車の防止及び処理に関する条例に基づいて処理してい

くとの説明がありました。

また、町営団地については、町内に10団地あるが、現地調査の結果、26台の放置車両があり、現在所有者を調査している。所有者が確認できた車両については、撤去の指導・警告等を行っていききたい。今後、所有者が確認できない、または、撤去に応じてくれない場合は、藍住町放置自動車の防止及び処理に関する条例に基づいて協議し、順次、撤去処分をしていくとのことでした。

なお、中富団地に置かれている小型船舶については、何度か所有者に撤去を依頼しているが、まだ応じてくれないため、早急に対応していききたいとの説明でありました。

審査の結果、付託された9議案については、全会一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、3月9日に開催されました建設産業常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和3年3月23日。建設産業常任委員会委員長、近藤祐司。以上であります。

○議長（西川良夫君） 小休します。

午前10時11分小休

---

〔小休中に消毒をする〕

---

午前10時12分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き会議を再開します。

次に、森総務文教常任委員会委員長から報告を求めます。

森伸二君。

〔総務文教常任委員会委員長 森伸二君登壇〕

●6番議員（森伸二君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから総務文教常任委員会に付託された15議案に対する審査の概要を御報告いたします。

本委員会は、3月10日に開催し、高橋町長ほか関係職員の出席のもと、付託された15議案について関係理事者に補足説明を求め、審査を行いました。

委員からの主な質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

議第3号「令和2年度藍住町一般会計補正予算について」のうち、学校給食の調

理加工費について2, 790万円減額になっている理由について質問があり、昨年4月、5月にコロナウイルスの関係で臨時休業したことに伴って減額しているとの説明がありました。

議第9号「令和3年度藍住町一般会計予算について」のうち、外国語指導助手派遣業務委託料及びICT支援員派遣業務委託の内容について質問があり、外国語指導助手派遣業務委託料は各幼稚園、各小学校に外国人2名を派遣していることに対する委託料であり、ICT支援員派遣業務委託については、教職員の支援及び家庭学習のサポートを委託しているとの説明がありました。

中学生海外派遣事業委託費について、今年度は実施するののかとの質問があり、3月中に正式に決定するが、コロナが収束するまで海外派遣は中止しようと考えているとの説明がありました。

体育器具点検業務委託料について、何の点検をしているのかとの質問があり、運動場の鉄棒点検委託料との説明がありました。

また、バスケットゴールの点検は入っていないのか、どのように点検しているのかとの質問があり、バスケットゴールは2年に1度点検業務を行っているため、令和3年度予算には計上しておらず、点検方法については、上にあがり、ワイヤー等が悪くなっている場合は交換をしているとの説明がありました。

図書館費について、図書館の感染症対策について質問があり、まず、入り口において検温と手指消毒をお願いしており、さらに、新聞・雑誌の閲覧を禁止している。それから、できるだけ1時間以内に本を選んで貸し借り、返却をしてもらうようにしている。

また、返却された図書については、一定時間、事務室で保管した後に消毒等々をしてから本棚に並べるようにしているなど、公的団体等からのガイドライン等を遵守し、一定の対策を行っているとの説明がありました。

文化費について、前年度と比較して3, 599万8, 000円減額になっているが、文化振興に逆行するのではないのかとの質問があり、勝瑞城館跡整備事業費において約3, 700万円減額しており、これが主な理由となっているとの説明がありました。

議第36号「藍住町小中学校情報機器整備事業の物品購入変更契約の締結について」のうち、機器の導入時期について質問があり、今回の発注では、パソコンだけでなくソフトやサーバーも一括購入している。パソコン本体だけを児童・生徒が使

えるようになるのは、早い学校で4月末かゴールデンウィーク明け、遅い学校は7月末を想定している。その後、ソフトの導入やサーバーの設置があり、納期は最長で8月26日までと想定しているが、できるだけ夏休みの早い段階でやりたいと考えているとの説明がありました。

議第40号「指定管理者の指定について」のうち、町民体育館等の管理をあいずみスポーツクラブに任すことによる費用対効果について質問があり、今回の指定管理に関する一番大きな変更点は月曜日の開館で、これを町で実施しようとするると年間350万円程度の負担増が見込まれるとの説明がありました。

また、利用料が値上がりすることはないのかとの質問があり、利用料等は条例で規定しているため、スポーツクラブ独自に利用料を増減することはないとの説明がありました。

パークゴルフ場の指定管理について、今まで日本道路株式会社を指定管理者としていたが、他の複数の町有施設を管理しているあいずみスポーツクラブに一括して管理してもらったらどうかとの質問があり、パークゴルフ場はいろいろな作業があるため、管理が非常に重要であり、熟知した業者でないと難しいとの説明がありました。

審査の結果、付託された15議案については、全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、3月10日に開催されました総務文教常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和3年3月23日。総務文教常任委員会委員長、森伸二。

○議長（西川良夫君） 小休します。

午前10時18分小休

---

〔小休中に消毒をする〕

---

午前10時19分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き会議を再開します。

ただいまの報告のとおり、各常任委員会に付託されました議案は、慎重に審査され、全議案承認との報告がなされておりますが、これより、会議規則第43条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。御質疑のある方は御発

議を願います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（西川良夫君） ただいま、議題となっております議第1号から議第40号までの39議案については、各常任委員会において十分審議を尽くされたことと思いますので、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか、お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、議第1号「令和2年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から、議第40号「指定管理者の指定について」の39議案については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川良夫君） 日程第40、議第41号「藍住町教育委員会教育長任命の同意について」を議題とします。

〔教育長 青木秀明君退場〕

○議長（西川良夫君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま議長から提案理由の説明を求められましたので、議第41号「藍住町教育委員会教育長任命の同意について」提案理由の説明を申し上げます。

議第41号につきましては、氏名、青木秀明、任命年月日は令和3年4月1日です。何とぞ、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（西川良夫君） 議第41号につきましては、ただいま町長から説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議第41号「藍住町教育委員会教育長任命の同意について」は、氏名、青木秀明氏を任命同意することに決定いたしました。なお、任命年月日は、令和3年4月1日であります。

〔教育長 青木秀明君入場〕

○議長（西川良夫君） ここで、青木教育長より、御挨拶をお願いいたします。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） ただいまは、教育長の任命につきまして御同意をいただき感謝を申し上げます。この3年間、様々な課題に微力ながら取り組んでまいりました。今、学校教育の世界は教育の方法、教育の内容、学校教育環境につきまして、大きな転換期を迎えております。町内の学校教育にも様々な課題が残されております。

また、社会教育の方面でも次々と新しい課題が見えてきております。次の3年間でこれらの課題を解消すべく微力ながら尽力してまいりたいと思います。

議員の皆様方には、御理解と強力な後押しをお願い申し上げます。

本日は、ありがとうございました。

〔教育長 青木秀明君、自席に着く〕

---

○議長（西川良夫君） 日程第41、議第42号「藍住町副町長選任の同意について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま議長から提案理由の説明を求められましたので、議第42号「藍住町副町長選任の同意について」提案理由の説明を申し上げます。

議第42号につきましては、氏名、吉成浩二、選任年月日は、令和3年4月1日であります。何とぞ、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（西川良夫君） 議第42号につきましては、ただいま町長から説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑、討論を省略し、直

ちに原案のとおり議決したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議第42号「藍住町副町長選任の同意について」は、氏名、吉成浩二氏を選任同意することに決定いたしました。なお、選任年月日は、令和3年4月1日であります。

○議長（西川良夫君） ここで、吉成浩二氏がおいでになりますので、御挨拶をお願いいたします。

〔吉成浩二氏、入場、登壇〕

◎吉成浩二氏 ただいま御紹介いただきました吉成浩二でございます。

この度、副町長の選任に当たりまして、御賛同を賜りまして誠にありがとうございます。今後は、ここ藍住町の発展のため誠心誠意取り組んでまいります。

議員の皆様方の御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、簡単でございますが御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

〔吉成浩二氏、退場〕

---

○議長（西川良夫君） 小休します。

午前10時28分小休

---

〔小休中に消毒をする〕

---

午前10時29分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き会議を再開します。

日程第42、選挙第1号「藍住町選挙管理委員及び同補充員の選挙について」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。選挙管理委員には、氏名・鍋島龍夫氏、原修平氏、中吉孝典氏、赤澤功司氏。以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、鍋島龍夫氏、原修平氏、中吉孝典氏、赤澤功司氏。以上の方が選挙管理委員に当選されました。

---

○議長（西川良夫君） 続いて、選挙管理委員補充員には、氏名・沖野勲氏、木内茂氏、産田成治氏、佐藤義住氏。以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、沖野勲氏、木内茂氏、産田成治氏、佐藤義住氏。以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序について、お諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

---

○議長（西川良夫君） 日程第43、発議第1号「議員派遣の件について」を議題といたします。

本案は、お手元に配りましたとおり、議会運営委員会から議案として提出していただいております。

これは、藍住町議会会議規則第122条の規定により、議会の議決を求めるものであり、令和3年4月から令和4年3月までの議員派遣について、別紙議員派遣一覧表のとおり、議員の派遣を行うものです。

なお、派遣月や派遣場所は予定のため、変更または確定された場合には、変更または確定年月日、派遣場所といたします。また、これら以外に議員派遣が必要となる場合は、その都度、手続きを行いたいと思います。

お諮りいたします。発議第1号「議員派遣の件について」は、提案理由の説明、討論、表決を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号「議員派遣の件について」は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

---

○議長（西川良夫君） 日程第44、日程第45、請願の上程について、本日までに受理をしております請願は、開会日にお配りしました請願文書表のとおりであります。

請願第1号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願」、請願第2号「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」の採択を求める請願を上程し、議題といたします。

事務局長に、請願文書表を朗読させます。

谷淵議会事務局長。

◎議会事務局長（谷淵弘子君） （請願文書表を朗読）

○議長（西川良夫君） 請願第1号の紹介議員であります林茂議員から、請願の説明を求めます。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 議長から提案理由の説明を求められましたので、ただいまから提案させていただきます。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願。請願の

趣旨。2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、地域住民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や大規模災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

地域住民が安心して暮らせる社会の実現のために、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるようお願いいたします。

請願項目1. 今後も発生が予想される新たな感染症拡大や大規模災害などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。2. 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。3. 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。4. 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。5. 社会保障に関わる国民負担の軽減を図ること。以上です。

議員の皆さんの何とぞ、御支持よろしく申し上げます。

○議長（西川良夫君） 小休します。

午前10時37分小休

---

[小休中に消毒をする]

午前10時38分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き会議を再開します。

次に、請願第2号の紹介議員であります永浜浩幸議員から、請願の説明を求めます。

永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 議長から請願に対する説明を求められましたので、読み上げまして説明にかえさせていただきます。

女性差別撤廃条約が1979年の第34回国連総会で採択されて40年が過ぎました。

条約の採択後、性別役割分業の見直しや紛争時あるいは家庭内での暴力に対して、権利の侵害を通報するメカニズムをつくり、条約の実効性を確保するために、1999年第54回国連総会で選択議定書が採択されました。

すでに選択議定書は、114カ国が批准しており、2020年2月現在、国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）は、当該国の条約違反を32件認定し、その救済に動いています。

日本は、1985年に条約に批准していますが、選択議定書にまだ批准しておらず、20年間も「研究」を重ねたままの状態です。

2015年の国の第4次男女共同参画基本計画には「早期締結について検討を進める」と書き込まれました。以降、CEDAWにより、選択議定書批准の勧告を受けています。

日本が人権を尊重する国となり、男女共同参画社会を実効性のあるものとし、司法の判断が国際基準に追いつくためには、選択議定書の批准を早期に実現しなければなりません。

2020年は、日本政府が第9次国家報告をCEDAWに提出する期限です。

2021年頃に予定されるCEDAWによる審査までには選択議定書の採択が望まれます。

貴議会におかれましては選択議定書批准を早期に進めるために、国への意見書提出を要請するものです。

以上、議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川良夫君） お諮りいたします。請願第1号、請願第2号については、

藍住町議会会議規則第92条第2項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号、請願第2号については、常任委員会への付託を省略することに決定いたしました。

---

○議長（西川良夫君） これより、請願第1号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（西川良夫君） これから、請願第1号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第1号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願」を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（西川良夫君） 起立少数です。

したがって、請願第1号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願」については、不採択とすることに決定しました。

---

○議長（西川良夫君） 次に、請願第2号「「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」の採択を求める請願」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（西川良夫君） これから、請願第2号「「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」の採択を求める請願」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第2号「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」の採決を求める請願」を採決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（西川良夫君） 起立多数です。

したがって、請願第2号「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」の採決を求める請願」については採決することに決定しました。

議事の都合により、小休します。

午前10時44分小休

---

〔小休中に、請願採決に伴う意見書について協議〕

〔事務局職員、議案・議事日程配布〕

---

午前10時59分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。小休中に永浜浩幸君から請願第2号の採決による意見書の議案が提出されました。この議案は所定の賛成者がありますので成立いたしました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、発議第2号「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」についてを上程し、議題といたします

事務局長に議案を朗読させます。

◎議会事務局長（谷渕弘子君） （議案を朗読）

○議長（西川良夫君） 提出者であります永浜浩幸君より、発議第2号について、提案理由の説明を求めます。

永浜浩幸君。

● 4 番議員（永浜浩幸君） 議長から提案理由の説明を求められましたので、発議第 2 号「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」を読み上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書。女性差別撤廃条約選択議定書（以下、「議定書」という。）は、女性差別撤廃条約（以下、「条約」という。）の実効性を確保するために 1999 年の第 54 回国連総会で採択され、2020 年 2 月現在、締約国 189 か国中 114 か国が批准しています。

選択議定書は、「個人通報制度」と「調査制度」の 2 つの制度を定めています。

「個人通報制度」とは、条約締約国の個人または集団は、条約で保障されている権利が侵害された時、女性差別撤廃委員会に通報して救済を申し立てることができる制度で、「調査制度」は、通報を受けた女性差別撤廃委員会が、その内容を調査し、通報した人と当事国に調査結果を意見・勧告とともに通知する制度です。通知を受けた当事国は、6 か月以内に女性差別撤廃委員会に回答書を提出しなければなりません。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しています。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内で進めることが、締約国である日本政府の役割です。

2016 年に日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会や、2017 年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人権理事会は、選択議定書の批准を再三日本政府に勧告しています。

2015 年から 2020 年までを計画期間とする国の第 4 次男女共同参画基本計画は、「条約の積極的遵守等に努める」「選択議定書については、早期批准について真剣に検討を進める」と明記しています。政府は第 4 次計画のとおり、選択議定書をすみやかに批准してください。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。2021 年 3 月 23 日。提出先、衆議院議長、参議院議長。徳島県板野郡藍住町議会。

以上、議員各位の賛同を得まして、議決を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（西川良夫君） お諮りいたします。発議第 2 号については、先ほどの請願の採択による意見書でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに原案のとおり議

決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」については、原案のとおり可決確定いたしました。

なお、意見書については、速やかに関係機関に送付いたします。

---

○議長（西川良夫君） 日程第46、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

お諮りいたします。本件は、お手元にお配りいたしました意見のとおり、漆原道則氏については、適任であるとの答申をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、お手元にお配りいたしました意見のとおり、答申することに決定しました。

---

○議長（西川良夫君） 最後に、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（西川良夫君） ここで、長い間、藍住町副町長として務められました加藤副町長が4月の異動で県のほうへ帰られることになりましたので、ただいまから御

挨拶をお願いいたします。

加藤副町長。

〔副町長 加藤弘道君登壇〕

◎副町長（加藤弘道君） 副町長の退任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

私が副町長に着任する際、議会の同意をいただきまして、ここで御挨拶をさせていただきましたのが平成30年、今日と同じ3月23日でした。今日で、ちょうど、丸3年が経過するわけですので。この間、微力ではございましたが私なりに高橋町長をお支えをし、また町政の発展、円滑な行政運営に務めてまいったところでございます。

また、議員の皆様とは、この本会議場での一般質問、それから各委員会での質疑、そのほか、様々な場面で意見交換をさせていただきました。大変ありがたく感謝を申し上げるしだいでございます。

これまでの間、様々な出来事がございました。その一つ一つが私にとって良い経験であり良い思い出となっております。残念ながら1年間の任期を残しまして3月31日を持ちまして副町長を退任することになりました。

公務員という立場は変わりませんので、引き続き藍住町の住みよい町としてのますますの発展と議員各位の更なる御健勝を御祈念申し上げまして甚だ簡単ではございますが退任の御挨拶とさせていただきます。

本当に3年間ありがとうございました。

（拍手）

---

○議長（西川良夫君） ここで、議会閉会前の御挨拶を高橋町長からお願いいたします。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 3月議会閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

今議会は1年間の各施策に対する予算案など住民生活に大きく関わるもの、また、これからのまちづくりに大きく関わるものなど提案申し上げました議案につきまして、それぞれ所管の委員会や本会議において十分御審議を賜り、全議案を御承認い

ただき、ありがとうございました。

さらに、本日、追加提案いたしました副町長、教育長の人事案件につきましても、全会一致で同意いただき、重ねて厚くお礼申し上げます。

また、会期中におきましては、議員各位から新型コロナ感染拡大に伴う対策、ふるさと納税、福祉や教育の問題、住環境問題や防災対策など様々な分野におきまして貴重な御意見、御提言を賜りましたことに重ねてお礼を申し上げます。行政運営に当たっては、経済情勢や国の動向、地方財政対策を見極めてまいるとともに行財政の一層の効率を図りつつ、教育や福祉の充実、産業の振興、また、防災対策に取り組み、活力ある自立したまちづくりを、そして、安全で安心なまちづくりに推進してまいりたいと存じます。

どうか、議員各位におかれましては、一層の御理解、御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。なお、この後、あいずみ藍工房建築現場の視察を行っていただくこととなっておりますので、よろしく申し上げます。

最後に、皆様の御健勝をお祈り申し上げまして、議会閉会に当たっての御挨拶いたします。長期間にわたり誠にありがとうございました。

---

○議長（西川良夫君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

議員、理事者各位におかれましては、年度末の何かとお忙しいところ、御出席をいただき、御協力、誠にありがとうございました。これをもちまして、令和3年第1回藍住町議会定例会を閉会いたします。

午前11時11分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

藍住町議会議長	西川 良夫
会議録署名議員	米本 義博
会議録署名議員	永浜 浩幸